

平成28年 2 月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成28年2月定例教育委員会提出案件

(平成28年2月19日提出)

(議案事項)

議第4号	平成27年度3月補正予算(第4号)について	P	1
議第5号	平成28年度当初予算について	P	19
議第6号	中津市立図書館条例の一部改正について	P	21
議第7号	中津市体育施設条例の一部改正および中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則について	P	25
議第8号	中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について	P	35
議第9号	幼稚園の設置に関する条例の一部改正及び中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則、中津市立幼稚園保育料等規則の制定について	P	39
議第10号	中津市立小・中学校通学区域設定規則の一部改正について	P	55
議第11号	中津市立小・中学校修学旅行実施基準の一部改正について	P	61
議第12号	中津市立幼稚園職員の給与に関する条例及び中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例の一部改正、中津市立幼稚園職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について	P	65
議第13号	組織機構の改編について	P	89

(報告事項)

報告	国道500号道路改良工事に伴う本耶馬溪中学校用地の処分について	P	93
----	---------------------------------	---	----

平成27年度3月補正予算(第4号)について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	南部・如水・大幡・沖代・小楠小学校施設大規模改造事業費	75,183
教育費	小学校費	小楠小学校施設大規模改造事業費	120,130
教育費	小学校費	小学校施設空調設置事業費	26,657
教育費	中学校費	中学校整備事業費	1,300
教育費	幼稚園費	幼稚園整備事業費	3,000
教育費	幼稚園費	豊田幼稚園改築事業費	6,000
教育費	幼稚園費	今津幼稚園施設大規模改造事業費	61,090
教育費	社会教育費	耶馬溪公民館整備事業費	4,213
教育費	社会教育費	名勝耶馬溪整備活用事業費	5,300
教育費	保健体育費	その他体育施設整備事業費	2,890
教育費	保健体育費	クライミングウォール整備事業費	7,534

第4表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設空調設置事業債	18,900	証書借入は 又証券発行 (政府資金分 大銀その の他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる資金について、利率 の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、そ の融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
バス運行事業	50,600	証書借入は 又証券発行 (政府資金分 大銀その の他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる資金について、利率 の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金 及び大分県 については、 その融資条件 により、銀行 その他の場合 にはその債権 者との協定する ものによる。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、又は 繰上償還もし しくは低利に 借換えするこ とができる。	47,400	補正前に同じ		
社会福祉施設整備事業	180,900				182,900			
児童福祉施設整備事業	49,400				4,000			
畜産業一般事業	21,300				21,100			
観光施設整備事業	213,900				186,900			
公共道路整備事業	267,400				266,300			
小学校施設大規模改造事業	322,400				323,600			
鶴居小学校校舎新增築事業	10,400				8,300			
如水小学校グラウンド改修事業	20,400				3,000			
中学校施設大規模改造事業	80,200				92,800			
豊田幼稚園改築事業	10,000				2,800			
幼稚園施設大規模改造事業	4,900				53,800			
その他体育施設管理事業	73,100				67,400			

3. 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
買い物支援事業	10,600	証書借入は 又証券発行 (政府資金分 大銀その の他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる資金について、利率 の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金及び大分県については、そ の融資条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換えすることができる。
三保文化センター運営事業	2,300			

2 歳入

(款) 1 3 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	6 土木手数料	11,667	4,730	6,937
14	国庫支出金	6,079,979	72,849	6,152,828
	1 国庫負担金	4,595,793	45,163	4,640,956
	1 民生費国庫負担金	4,592,473	45,163	4,637,636
	2 国庫補助金	1,459,663	27,686	1,487,349
	1 総務費国庫補助金	118,467	135,473	253,940
	2 民生費国庫補助金	284,580	35,134	319,714
	5 土木費国庫補助金	823,298	97,217	726,081
	6 教育費国庫補助金	206,503	45,704	160,799

節		説 明	
区 分	金 額		
1 土木管理手数料	4,725	中間検査申請手数料 完了検査申請手数料 建築確認申請手数料	187 543 3,995
5 住宅手数料	5	住宅使用料督促手数料	5
1 社会福祉費負担金	87,062	特別障害者手当等給付費負担金 国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分） 障害者自立支援医療費負担金 介護給付・訓練等給付費負担金 低所得者保険料軽減負担金	539 53,203 4,737 29,322 339
2 児童福祉費負担金	41,899	児童福祉運営費負担金（私立保育所） 児童扶養手当負担金 児童手当負担金	19,570 1,129 21,200
1 総務管理費補助金	116,895	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 地方創生加速化交付金 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金	7,608 97,572 11,715
3 戸籍住民基本台帳費補助金	18,578	個人番号カード交付事業費補助金 個人番号カード交付事務費補助金	14,238 4,340
1 社会福祉費補助金	552	障害者地域生活支援事業費補助金	552
2 児童福祉費補助金	42,778	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 保育緊急確保事業補助金 子ども・子育て支援交付金 保育所等利用者負担軽減システム改修補助金	9,076 17,222 68,590 486
5 子育て世帯臨時特例給付金補助金	7,092	子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金	7,092
1 道路橋りょう費補助金	1,157	道整備交付金	1,157
3 住宅費補助金	96,060	社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金	6,866 102,926
1 小学校費補助金	22,442	特別支援教育就学奨励費補助金 要保護児童生徒援助費補助金 学校施設環境改善交付金	280 201 21,961
2 中学校費補助金	14,032	要保護児童生徒援助費補助金 特別支援教育就学奨励費補助金	201 308

(一般会計)

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
15		県支出金	3,144,677	123,950	3,020,727
	1	県負担金	1,639,027	43,080	1,682,107
		2 民生費県負担金	1,637,286	43,080	1,680,366
	2	県補助金	1,286,025	149,325	1,136,700
		1 総務費県補助金	76,151	190	76,341
		2 民生費県補助金	588,923	67,558	521,365
		4 農林水産業費県補助金	380,463	47,865	332,598

節		説明	
区分	金額		
		学校施設環境改善交付金	13,523
3	1,230	幼稚園就園奨励費補助金(私立) 学校施設環境改善交付金	188 1,418
4	9,910	国宝重要文化財等保存整備費補助金 史跡等総合活用整備事業費補助金	298 9,612
5	550	特別支援教育就学奨励費補助金	550
1	53,974	国民健康保険基盤安定負担金(保険者支援分) 国民健康保険基盤安定負担金(保険税軽減分) 障害者自立支援医療費負担金 介護給付・訓練等給付費負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 低所得者保険料軽減負担金	26,602 8,645 2,368 14,661 1,529 169
2	13,671	児童福祉運営費負担金(私立保育所) 児童手当負担金	9,785 3,886
3	2,777	住所不定者にかかる分	2,777
1	190	大分県災害被災者住宅再建支援事業費補助金 生活交通路線支援事業補助金 大分県地震・津波等被害防止対策緊急事業費補助金 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,600 4,624 1,884 950
1	5,829	在宅重度障害者住宅改造助成事業補助金 重度心身障害者医療費補助金 隣保館運営費補助金(三保) 介護サービス利用者支援事業費補助金 隣保館運営費補助金(鶴居) 障害者地域生活支援事業費補助金 施設開設準備経費助成事業費補助金 軽度・中度聴覚障がい児支援事業費補助金	684 2,082 1,135 338 1,135 276 87 92
2	61,729	放課後子どもプラン事業費補助金 保育対策事業補助金 大分県ここにこ保育支援事業補助金(認可外保育施設) 地域子ども・子育て支援事業費補助金 施設型給付費等事業費補助金	76,714 63,269 2,469 51,368 29,355
1	45,357	団体営土地改良事業費補助金 経営所得安定対策直接支払推進事業補助金 次世代を担う園芸産地整備事業補助金	29,820 257 3,892

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	5	商工費県補助金	41,901	1,409	40,492
	6	土木費県補助金	14,519	1,113	13,406
	7	消防費県補助金	48,318	30,660	17,658
	8	教育費県補助金	13,073	910	12,163
3		委託金	219,625	17,705	201,920
	1	総務費委託金	197,611	17,705	179,906
16		財産収入	64,570	9,768	74,338
	2	財産売払収入	14,962	9,768	24,730
	1	不動産売払収入	14,960	9,768	24,728
17		寄附金	91,652	899	92,551
	1	寄附金	91,652	899	92,551
	4	民生費寄附金	1,001	629	1,630
	5	教育費寄附金	2,550	270	2,820

節		説明	
区分	金額		
		集落営農経営発展支援事業補助金	3,762
		人・農地問題解決加速化支援事業補助金	558
		新農業人材確保・経営継承対策事業補助金	3,000
		環境保全型農業直接支払交付金	720
		機構集積協力金事業補助金	15,000
		防災拠点再生可能エネルギー導入事業費補助金	26,203
		農地担い手交付金事業補助金	406
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	7,449
2	2,508	森林整備地域活動支援交付金交付事業補助金	2,276
		ほだ木造成緊急支援事業補助金	232
1	604	消費者行政市町村交付金	604
2	805	大分県おもてなしトイレ緊急整備事業費補助金	805
1	208	要緊急安全確認大規模建築物耐震診断補助金	208
3	905	木造住宅耐震化促進事業費補助金	905
1	30,660	防災拠点再生可能エネルギー導入事業費補助金	30,660
1	910	大分県文化財保存事業費補助金	910
3	8,737	知事県議会議員選挙費委託金	8,737
4	8,968	工業統計調査委託金	34
		2015年農林業センサス委託金	51
		平成27年国勢調査委託金	9,032
		平成28年経済センサス活動調査準備費委託金	149
1	9,768	市有地売払収入	9,768
1	629	福祉指定寄附金	629
1	70	図書及び図書館備品指定寄附金	70
2	200	小学校図書指定寄附金	200

(一般会計)

(款) 18 繰入金
(項) 1 基金繰入金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
18	繰入金	1,597,416	324,323	1,273,093
	1 基金繰入金	1,577,480	324,323	1,253,157
	1 財政調整基金繰入金	943,469	324,163	619,306
	15 子育て支援基金繰入金	708	160	548
20	諸収入	480,247	52,284	427,963
	3 貸付金元利収入	72,888	25,000	47,888
	4 商工費貸付金元利収入	45,001	25,000	20,001
	4 受託事業収入	24,428	11,066	13,362
	2 土木費受託事業収入	1	1	0
	3 教育費受託事業収入	24,246	11,065	13,181
	5 雑入	372,616	16,218	356,398
	3 雑入	372,594	16,218	356,376
21	市債	4,773,116	38,600	4,734,516
	1 市債	4,773,116	38,600	4,734,516

節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	324,163	財政調整基金繰入金	324,163
1 子育て支援基金繰入金	160	子育て支援基金繰入金	160
2 中小企業振興資金貸付金元利収入	25,000	元金	25,000
1 住宅金融支援機構業務受託事業収入	1	住宅金融支援機構業務受託事業収入	1
1 遺跡調査業務受託事業収入	11,065	遺跡調査業務受託事業収入 公共事業遺跡調査業務受託事業収入	1,300 9,765
9 雑入	16,218	廃ペットボトル売払収入 廃品金属等売払収入 農地保有合理化事業委託金 図面売払収入 緊急通報電話機設置個人負担金 深耶馬温泉館物品販売収入 市有林造林事業補助金精算金 市報等広告料収入 滞納処分費 中津市民病院休日夜間小児科診療業務支援事業費負担金 スポーツ振興くじ助成金 後期高齢者医療制度特別対策補助金 使用済小型家電売払収入 スプレー缶等売払収入 再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業補助金 農地中間管理事業業務委託金 芸術文化振興基金助成金 深耶馬観光案内所(仮称)電気料収入 空き家見学ツアー参加料	1,115 8,803 54 36 105 3,500 838 1,690 412 744 1,686 1,828 109 200 1,500 1,041 573 406 210

(款) 2 1 市債
(項) 1 市債

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
	1	総務債	81,600	13,800	67,800
	2	民生債	769,900	45,700	724,200
	3	農林水産業債	81,400	200	81,200
	4	商工債	213,900	27,000	186,900
	5	土木債	945,500	1,100	944,400
	7	教育債	841,700	49,200	890,900

節		説明	
区分	金額		
1 総務管理債	13,800	バス運行事業債 買い物支援事業債	3,200 10,600
1 社会福祉債	300	三保文化センター運営事業債 山国社会福祉センター(仮称)整備事業債	2,300 2,000
2 児童福祉債	45,400	児童福祉施設整備事業債	45,400
1 農業債	200	畜産業一般事業債	200
1 商工債	27,000	観光施設整備事業債	27,000
1 道路橋りょう債	1,100	公共道路整備事業債	1,100
1 小学校債	600	小学校施設大規模改造事業債 小学校施設空調設置事業債 鶴居小学校校舎新增築事業債 如水小学校グラウンド改修事業債	1,200 18,900 2,100 17,400
2 中学校債	12,600	中学校施設大規模改造事業債	12,600
3 幼稚園債	41,700	豊田幼稚園改築事業債 幼稚園施設大規模改造事業債	7,200 48,900
5 保健体育債	5,700	その他体育施設管理事業債	5,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 329,986	千円 1,287	千円 328,699
	1 議会費	329,986	1,287	328,699
2 総務費		4,448,527	56,207	4,504,734
	1 総務管理費	3,591,457	84,073	3,675,530
	2 徴税費	407,268	3,751	403,517
	3 戸籍住民基本台帳費	211,129	12,586	223,715
	4 選挙費	144,114	28,044	116,070
	5 統計調査費	67,793	8,812	58,981
	6 監査委員費	26,766	155	26,921
3 民生費		15,356,979	61,759	15,418,738
	1 社会福祉費	6,975,304	130,041	7,105,345
	2 児童福祉費	6,152,899	99,501	6,053,398
	3 生活保護費	2,228,772	31,197	2,259,969
	4 災害救助費	4	22	26
4 衛生費		2,928,068	15,454	2,912,614
	1 保健衛生費	1,849,010	5,612	1,843,398
	2 清掃費	1,079,058	9,842	1,069,216
5 労働費		27,748	1,139	28,887
	1 労働諸費	27,748	1,139	28,887

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		千円 2,291,469	千円 91,897	千円 2,199,572
	1 農業費	1,808,801	76,288	1,732,513
	2 林業費	367,704	13,007	354,697
	3 水産業費	114,964	2,602	112,362
7 商工費		758,052	30,745	727,307
	1 商工費	758,052	30,745	727,307
8 土木費		4,623,673	172,090	4,451,583
	1 土木管理費	228,048	6,809	221,239
	2 道路橋りょう費	1,595,872	11,218	1,584,654
	3 河川費	167,378	2,871	164,507
	4 港湾費	25,794	3,129	28,923
	5 都市計画費	1,793,517	13,497	1,807,014
	6 住宅費	813,064	167,818	645,246
9 消防費		1,365,736	27,088	1,338,648
	1 消防費	1,365,736	27,088	1,338,648
10 教育費		4,497,358	74,738	4,422,620
	1 教育総務費	713,886	70,661	784,547
	2 小学校費	1,016,823	45,462	971,361
	3 中学校費	690,647	12,762	677,885

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	千円 257,507	千円 40,916	千円 298,423
	5 社会教育費	911,779	95,960	815,819
	6 保健体育費	906,716	32,131	874,585
歳出合計		42,171,234	294,194	41,877,040

3 歳出

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,497,358	74,738	4,422,620	29,264	49,200	13,054	81,620
	1	教育総務費	713,886	70,661	784,547				70,661
		1 教育委員会費	2,911	378	2,533				378
		2 事務局費	450,092	71,039	521,131				71,039

節		説明	
区分	金額		
9 旅費	378	002 教育委員会事業費	378
		9 旅費	378
		(費用弁償)	(378)
2 給料	1,072	001 職員給与費	72,741
		2 給料	1,072
		(一般職給)	(1,072)
3 職員手当等	73,554	3 職員手当等	73,554
		(管理職手当)	(3)
		(特別職期末手当)	(45)
4 共済費	259	(一般職期末手当)	(47)
		(勤勉手当)	(1,031)
7 賃金	1,510	(一般職退職手当)	(72,428)
		4 共済費	259
		(職員共済組合負担金)	(259)
9 旅費	192	003 事務局事業費	1,702
		7 賃金	1,510
		(臨時職員賃金)	(1,510)
		9 旅費	192
		(旅費)	(192)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,497,358	74,738	4,422,620	29,264	49,200	13,054	81,620
	2	小学校費	1,016,823	45,462	971,361	22,442	600	200	23,820
		1 学校管理費	355,662	200	355,862			200 寄附金	
		2 教育振興費	150,477	8,232	142,245	481 国庫支出金			7,751
		3 学校建設費	510,684	37,430	473,254	21,961 国庫支出金	600 市債		16,069

節		説明	
区分	金額		
11 需用費	200	001 小学校管理事業費	200
		11 需用費	200
		(消耗品費)	(200)
18 備品購入費	4,000	002 教育振興事業費(学校教育課)	4,000
		18 備品購入費	4,000
		(タブレット端末)	(4,000)
20 扶助費	4,232	003 就学援助奨励事業費	4,232
		20 扶助費	4,232
		(要・準要保護児童援助費)	(3,748)
		(特別支援教育就学奨励費)	(484)
11 需用費	100	019 小学校施設大規模改造事業費	29,576
		11 需用費	100
		(消耗品費)	(150)
		(燃料費)	(50)
12 役務費	2,100	12 役務費	1,750
		(手数料)	(1,750)
13 委託料	11,250	13 委託料	7,249
		(実施設計委託料)	
		(工事管理委託料)	
		(通信設備移設委託料)	
14 使用料及び賃借料	2,160	15 工事請負費	20,516
		(本体工事)	
15 工事請負費	21,859	18 備品購入費	39
		(管理備品)	(39)
18 備品購入費	39	020 小学校施設空調設置事業費	26,657
		15 工事請負費	26,657
		(本体工事)	
		022 鶴居小学校校舎新增築事業費	6,511
		12 役務費	350
		(手数料)	(350)
		13 委託料	4,001
		(実施設計委託料)	
		14 使用料及び賃借料	2,160
		(プレハブ借上料)	(2,160)
		023 如水小学校グラウンド改修事業費	28,000
		15 工事請負費	28,000
		(施設改修工事)	

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,497,358	74,738	4,422,620	29,264	49,200	13,054	81,620
	3	中学校費	690,647	12,762	677,885	14,032	12,600		11,330
		1 学校管理費	188,765	3,986	184,779				3,986
		2 教育振興費	87,669	7,473	80,196	509 国庫支出金			6,964
		3 学校建設費	414,213	1,303	412,910	13,523 国庫支出金	12,600 市債		380

節		説明		
区分	金額			
13	委託料	3,986	001 中学校管理事業費 13 委託料 (耐力度調査委託料)	3,986 3,986
18	備品購入費	157	002 教育振興事業費(学校教育課) 18 備品購入費 (プリンター)	157 157 (157)
20	扶助費	7,316	003 就学援助奨励事業費 20 扶助費 (要・準要保護生徒援助費) (特別支援教育就学奨励費)	7,316 7,316 (6,776) (540)
11	需用費	136	011 中学校施設大規模改造事業費 11 需用費	1,303 136
12	役務費	644	(消耗品費) (印刷製本費)	(116) (20)
13	委託料	217	12 役務費 (手数料)	644 (644)
18	備品購入費	306	13 委託料 (工事管理委託料) 18 備品購入費 (管理備品)	217 306 (306)

(款) 10 教育費
(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,497,358	74,738	4,422,620	29,264	49,200	13,054	81,620
	4	幼稚園費	257,507	40,916	298,423	16,988	41,700		17,772
		1 幼稚園費	257,507	40,916	298,423	16,988 国庫支出金 9,109 県支出金 7,879	41,700 市債		17,772

節		説明	
区分	金額		
2 給料	592	001 職員給与費	2,464
		2 給料	592
3 職員手当等	941	(一般職給)	(592)
		3 職員手当等	941
		(一般職期末手当)	(96)
		(勤勉手当)	(845)
4 共済費	931	4 共済費	931
		(職員共済組合負担金)	(931)
7 賃金	2,593	002 幼稚園管理事業費	3,843
		7 賃金	2,593
11 需用費	200	(臨時職員賃金)	(2,593)
13 委託料	1,472	15 工事請負費	1,250
		(施設改修工事)	
15 工事請負費	42,880	003 幼稚園運営事業費	563
		19 負担金補助及び交付金	563
		(私立幼稚園就園奨励費補助金)	(563)
19 負担金補助及び交付金	563	008 豊田幼稚園改築事業費	15,270
		15 工事請負費	15,270
		(太陽光発電設備設置工事)	
		010 幼稚園施設大規模改造事業費	58,128
		11 需用費	200
		(消耗品費)	(100)
		(燃料費)	(100)
		13 委託料	1,472
		(実施設計委託料)	
		(工事管理委託料)	
		15 工事請負費	59,400
		(本体工事)	

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,497,358	74,738	4,422,620	29,264	49,200	13,054	81,620
	5	社会教育費	911,779	95,960	815,819	9,228		11,568	75,164
		1 社会教育総務費	238,074	1,049	239,123				1,049
		2 公民館費	152,740	35,000	117,740				35,000
		3 図書館費	198,590	440	199,030			70 寄附金	370
		4 文化財保護費	245,645	62,449	183,196	8,090 国庫支出金 7,180 県支出金 910		11,638 諸収入	42,721

節		説明	
区分	金額		
2	給料	001 職員給与費	1,049
		2 給料	159
		(一般職給)	(159)
3	職員手当等	3 職員手当等	633
		(管理職手当)	(2)
		(一般職期末手当)	(28)
		(勤勉手当)	(603)
4	共済費	4 共済費	257
		(職員共済組合負担金)	(257)
15	工事請負費	001 公民館管理事業費	35,000
		15 工事請負費	35,000
		(施設改修工事)	
2	給料	001 職員給与費	370
		2 給料	59
		(一般職給)	(59)
3	職員手当等	3 職員手当等	222
		(一般職期末手当)	(11)
		(勤勉手当)	(211)
4	共済費	4 共済費	89
		(職員共済組合負担金)	(89)
18	備品購入費	002 小幡記念図書館管理事業費	70
		18 備品購入費	70
		(図書類)	(70)
1	報酬	001 文化財保護推進事業費	669
		11 需用費	569
		(食糧費)	(69)
		(印刷製本費)	(500)
4	共済費	14 使用料及び賃借料	100
		(施設借上料)	(100)
7	賃金	002 資料館管理事業費	2,776
		1 報酬	33
		(指定管理候補者選定委員報酬)	(33)
9	旅費	7 賃金	1,605
		(臨時職員賃金)	(1,605)
11	需用費	9 旅費	166
		(費用弁償)	(166)
12	役務費	11 需用費	348
		(燃料費)	(122)
		(印刷製本費)	(226)
13	委託料	13 委託料	624
		(機器更新委託料)	
		(展示品運搬設置委託料)	
14	使用料及び賃借料	004 埋蔵文化財発掘調査事業費	35,846
		4 共済費	20
		(労働災害保険料)	(20)
17	公有財産購入費		

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他	
6 生涯学習センター費	13,375	0	13,375	1,138			1,138
				国庫支出金			

節		説 明	
区 分	金 額		
		7 賃金	23,425
		(埋蔵文化財発掘調査作業員賃金)	(23,425)
		11 需用費	2,734
		(消耗品費)	(187)
		(燃料費)	(102)
		(印刷製本費)	(2,402)
		(光熱水費)	(43)
		12 役務費	1,823
		(手数料)	(1,823)
		13 委託料	4,059
		(航空写真撮影委託料)	
		(実測図作成委託料)	
		(出土遺物分析委託料)	
		(空中写真撮影委託料)	
		14 使用料及び賃借料	3,785
		(特殊車借上料)	(1,547)
		(ポンプ借上料)	(68)
		(機械器具借上料)	(1,037)
		(プレハブ借上料)	(1,133)
		012 長者屋敷官衙遺跡整備事業費	23,158
		12 役務費	293
		(手数料)	(293)
		13 委託料	7,689
		(実施設計委託料)	
		(測量委託料)	
		(伐採委託料)	
		17 公有財産購入費	15,176
		(土地購入費)	(15,176)
		財源更正	

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	4,497,358	74,738	4,422,620	29,264	49,200	13,054	81,620
	6	保健体育費	906,716	32,131	874,585	550	5,700	1,686	24,195
		1 保健体育総務費	105,951	89	106,040				89
		2 体育施設費	349,511	17,533	331,978		5,700 市債	1,686 諸収入	10,147
		3 学校給食運営費	451,254	14,687	436,567	550 国庫支出金			14,137

節		説明	
区分	金額		
2	給料	001 職員給与費	89
		2 給料	124
		(一般職給)	(124)
3	職員手当等	3 職員手当等	139
		(一般職期末手当)	(1)
		(勤勉手当)	(138)
4	共済費	4 共済費	74
		(職員共済組合負担金)	(74)
7	賃金	004 その他体育施設管理事業費	13,907
		7 賃金	779
		(臨時職員賃金)	(779)
13	委託料	15 工事請負費	13,128
		(給水管工事)	
		(施設改修工事)	
18	備品購入費	008 中津市総合体育館管理事業費	2,500
		18 備品購入費	2,500
		(トレーニング機器)	(2,500)
		017 大貞総合運動公園野球場管理事業費	1,126
		13 委託料	1,126
		(施設警備委託料)	
2	給料	001 職員給与費	1,021
		2 給料	46
		(一般職給)	(46)
3	職員手当等	3 職員手当等	708
		(一般職期末手当)	(7)
		(勤勉手当)	(701)
4	共済費	4 共済費	267
		(職員共済組合負担金)	(267)
7	賃金	002 学校給食運営事業費	8,705
		7 賃金	800
		(臨時職員賃金)	(800)
13	委託料	13 委託料	324
		(実施設計委託料)	
15	工事請負費	15 工事請負費	7,581
		(解体工事)	
20	扶助費	003 児童生徒援助事業費	5,903
		20 扶助費	5,903
		(準要保護児童給食費補助金)	(3,518)
		(準要保護生徒給食費補助金)	(2,385)
		005 就学奨励事業費	1,100
		20 扶助費	1,100
		(特別支援教育給食費補助金)	(1,100)

平成28年度当初予算について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	構成比
	千円	千円	千円	(%)
1 議会費	289,981	332,657	42,676	0.7
2 総務費	3,962,955	4,253,559	290,604	9.5
3 民生費	16,477,614	15,114,769	1,362,845	39.6
4 衛生費	2,866,865	2,964,769	97,904	6.9
5 労働費	29,195	27,335	1,860	0.1
6 農林水産業費	2,115,353	2,224,705	109,352	5.1
7 商工費	533,744	753,863	220,119	1.3
8 土木費	4,503,350	4,796,043	292,693	10.8
9 消防費	1,210,322	1,358,876	148,554	2.9
10 教育費	3,931,664	4,628,595	696,931	9.4
11 災害復旧費	13	13	0	0.0
12 公債費	5,606,068	5,443,623	162,445	13.5
13 諸支出金	2	2	0	0.0
14 予備費	100,000	100,000	0	0.2
歳出合計	41,627,126	41,998,809	371,683	100.0

本年度予算額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	214	289,767
254,460	260,100	307,867	3,140,528
7,862,573	937,300	716,662	6,961,079
162,026	28,900	215,456	2,460,483
0	0	4,902	24,293
339,538	158,500	84,158	1,533,157
6,265	76,500	75,855	375,124
983,377	925,900	197,339	2,396,734
5,572	176,000	112,898	915,852
227,584	468,400	308,985	2,926,695
1	0	0	12
0	0	40,700	5,565,368
0	0	0	2
0	0	0	100,000
9,841,396	3,031,600	2,065,036	26,689,094

中津市立図書館条例の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市立図書館条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

中津市立図書館の開館時間延長等に伴い、関連条文の改正を行うもの

2. 改正内容

- ・ 中津市立図書館の利用者の利便性の向上のため、開館時間の延長についての改正を行うもの。

3. 施行期日等

施行期日 平成28年4月1日から施行

教育委員会 小幡記念図書館 22-0679

新旧対照表

○中津市立図書館条例

改正後	改正前												
<p>(開館時間)</p> <p>第4条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="176 429 1061 831"> <thead> <tr> <th data-bbox="176 429 553 497">区分</th> <th data-bbox="553 429 1061 497">開館時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="176 497 553 566">中津市立小幡記念図書館</td> <td data-bbox="553 497 1061 566">午前9時から午後7時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 566 553 635">中津市立三光図書館</td> <td data-bbox="553 566 1061 635">午前10時から午後6時まで</td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 635 553 703">中津市立本耶馬溪図書館</td> <td data-bbox="553 635 1061 703"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 703 553 772">中津市立耶馬溪図書館</td> <td data-bbox="553 703 1061 772"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="176 772 553 831">中津市立山国図書館</td> <td data-bbox="553 772 1061 831"></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、中津市立小幡記念図書館の研修室及び視聴覚室（これらに附帯する施設を含む。以下「研修室等」という。）は、午前8時30分から午後10時まで使用することができる。</p>	区分	開館時間	中津市立小幡記念図書館	午前9時から午後7時まで	中津市立三光図書館	午前10時から午後6時まで	中津市立本耶馬溪図書館		中津市立耶馬溪図書館		中津市立山国図書館		<p>(開館時間)</p> <p>第4条 図書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、次に掲げる日については、午前10時から午後5時までとする。</p> <p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(1月1日を除く。以下「祝日」という。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、中津市立小幡記念図書館の研修室及び視聴覚室（これらに附帯する施設を含む。以下「研修室等」という。）は、午前8時30分から午後10時まで使用することができる。</p>
区分	開館時間												
中津市立小幡記念図書館	午前9時から午後7時まで												
中津市立三光図書館	午前10時から午後6時まで												
中津市立本耶馬溪図書館													
中津市立耶馬溪図書館													
中津市立山国図書館													

議第 号

中津市立図書館条例の一部改正について

中津市立図書館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市立図書館条例の一部を改正する条例

中津市立図書館条例(昭和59年中津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

図書館の開館時間は、次のとおりとする。

区分	開館時間
中津市立小幡記念図書館	午前9時から午後7時まで
中津市立三光図書館 中津市立本耶馬溪図書館 中津市立耶馬溪図書館 中津市立山国図書館	午前10時から午後6時まで

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

中津市立図書館の利用者の利便性を向上させるための開館時間の延長について、本案のように改正いたしたく提出する。

中津市体育施設条例の一部改正および中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市体育施設条例の一部を改正する条例の概要

1. 趣旨

体育施設廃止、閉鎖及び体育施設休日の変更並びに体育施設の料金設定に伴う中津市体育施設条例の改正を行うもの

2. 改正内容

- ・ 永添運動公園野球場の解体による同野球場に関する条例の削除を行うもの
- ・ 禅海ふれあい広場の休日の変更による条例の改正を行うもの
- ・ 本耶馬溪東谷体育館の施設閉鎖による同体育館に関する条例の削除を行うもの
- ・ 本耶馬溪武道場の団体利用に関して時間当たり料金設定の条例の追加を行うもの

3. 施行期日等

施行期日 平成28年4月1日から施行

中津市教育委員会体育・給食課
スポーツ推進係
(内線 471)

新旧対照表

○中津市体育施設条例

改正後				改正前			
(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。				(名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。			
名称		位置		名称		位置	
略		略		略		略	
禅海ふれあい広場		中津市本耶馬溪町曾木1035番地		禅海ふれあい広場		中津市本耶馬溪町曾木1035番地	
略		略		本耶馬溪東谷体育館		中津市本耶馬溪町東谷2285番地1	
略		略		略		略	
別表第1 (第3条関係)				別表第1 (第3条関係)			
名称		使用時間		名称		使用時間	
略		略		略		略	
禅海ふれあい広場		夜間照明施設 午後6時から午後10時まで		禅海ふれあい広場		夜間照明施設 午後6時から午後10時まで	
		12月29日から 翌年の1月3日までの日				木曜日及び12月29日から 翌年の1月3日までの日	
上記以外の施設		午前9時から午後10時まで		上記以外の施設		午前9時から午後10時まで	
		12月29日から 翌年の1月3日までの日				木曜日及び12月29日から 翌年の1月3日までの日	
略		略		本耶馬溪東谷体育館		午前9時から午後10時まで	
						木曜日及び12月29日から 翌年の1月3日までの日	
略		略		略		略	
別表第2 (第9条、第19条関係)				別表第2 (第9条、第19条関係)			
ア・イ 略				ア・イ 略			
ウ 永添運動公園、中津軟式野球場及び田尻ソフトボールグラウンド使用料				ウ 永添運動公園、中津軟式野球場及び田尻ソフトボールグラウンド使用料			
(ア) グラウンド				(ア) グラウンド			
区分		金額		区分		金額	
永添運動	サッカー	略	略	永添運動	サッカー	略	略

改正後			
公園	一グラウンド		
略	略	略	略

(イ) 照明施設

区分			金額
永添運動公園	サッカー照明施設	略	略

エ～セ 略

ソ 本耶馬溪武道場使用料

区分		金額
略	略	略

改正前			
公園	一グラウンド		
	野球場	1時間当たり	中学生以下 350円
			一般 710円
	加算使用料区分	アマチュア利用入場料あり (3,000円未満)	通常の使用料に5乗じて得た額
		アマチュア利用入場料あり (3,000円以上)	通常の使用料に10乗じて得た額
		上記以外入場料あり	通常の使用料に20乗じて得た額
		目的外使用 (営利目的)	通常の使用料に30乗じて得た額
	年決めの場合	団体	61,710円
略	略	略	略

(イ) 照明施設

区分			金額
永添運動公園	野球照明施設	1時間当たり	5,400円
	サッカー照明施設	略	略

エ～セ 略

ソ 本耶馬溪武道場使用料

区分		金額
略	略	略

改正後			改正前										
団体	年決めの場合	21,600円	団体	年決めの場合	21,600円								
	1時間当たり	300円											
備考 略			備考 略										
タ～チ 略			タ～チ 略										
備考 略			備考 略										
_____			ツ 本耶馬溪東谷体育館使用料										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1時間当たり</td> <td>中学生以下</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>			区分		金額	1時間当たり	中学生以下	150円	一般	300円
区分		金額											
1時間当たり	中学生以下	150円											
	一般	300円											
_____			備考 市外者の使用料は、表中の金額の2割相当額を加算する。										
ソ 耶馬溪運動場使用料			テ 耶馬溪運動場使用料										
略		略	略		略								
備考 略			備考 略										
テ 深耶馬体育館使用料			ト 深耶馬体育館使用料										
略		略	略		略								
備考 略			備考 略										
ト 耶馬溪海洋センター使用料			チ 耶馬溪海洋センター使用料										
略		略	略		略								
2 略			2 略										
ナ 耶馬溪水上スポーツ施設使用料			ニ 耶馬溪水上スポーツ施設使用料										
略		略	略		略								

議第 号

中津市体育施設条例の一部改正について

中津市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市体育施設条例の一部を改正する条例

中津市体育施設条例（昭和39年中津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表本耶馬溪東谷体育館の項を削る。

別表第1 禅海ふれあい広場の項中「木曜日及び」を削り、同表本耶馬溪東谷体育館の項を削る。

別表第2 ウ（ア）永添運動公園の部中野球場の項を削り、同表ウ（イ）永添運動公園の部中野球場照明施設の項を削り、同表ソ中

「

年決めの場合	21,600円
--------	---------

」を

「

年決めの場合	21,600円
1時間当たり	300円

」に改め、同表第2 中ツを削り、

テをツとし、トをテとし、ナをトとし、ニをナとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

説 明

永添運動公園野球場を解体、取り壊したため同野球場の廃止及び禅海ふれあい広場の休日の見直し、老朽化による本耶馬溪東谷体育館閉鎖、本耶馬溪武道場団体使用料を追加するため、本案のように制定いたしく提出する。

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則の概要

1. 趣旨

本耶馬溪東谷体育館を閉鎖することによる中津市体育施設条例の一部改正に伴う、中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部改正。

2. 改正内容

第2条第2項の表体育施設の区分の欄中「、禅海ふれあい広場及び本耶馬溪東谷体育館」を「及び禅海ふれあい広場」に改める。

3. 施行期日等

この規則は、中津市体育施設条例の一部を改正する条例（平成 年中津市条例第 号）の施行の日から施行する。

中津市教育委員会体育・給食課
スポーツ推進係
（内線 471）

新旧対照表

○中津市体育施設の運営及び管理に関する規則

改正後			改正前		
(使用許可の申請)			(使用許可の申請)		
第2条 略			第2条 略		
2 前項に規定する申請書は、次に掲げる体育施設の区分に応じ、受付を行うものとする。			2 前項に規定する申請書は、次に掲げる体育施設の区分に応じ、受付を行うものとする。		
体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間	体育施設の区分	申請書の受付先	申請書の受付期間
略	略	略	略	略	略
本耶馬溪武道場、禅海スポーツセンター及び禅海ふれあい広場	禅海スポーツセンター		本耶馬溪武道場、禅海スポーツセンター、禅海ふれあい広場及び本	禅海スポーツセンター	
			耶馬溪東谷体育館		
略	略		略	略	

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則の一部を改正する規則

中津市体育施設の運営及び管理に関する規則（平成15年中教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表体育施設の区分の欄中「、禅海ふれあい広場及び本耶馬溪東谷体育館」を「及び禅海ふれあい広場」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市学校給食共同調理場管理規則の

一部を改正する規則の修正案の概要

1. 趣旨

中津市立幼稚園のうち一部の園の給食を中津市学校給食三光共同調理場においても調理配送を行うため、関連条文の改正を行うもの

2. 改正内容

- ・ 中津市学校給食三光共同調理場の業務を行う学校の中に市立幼稚園の内大幡幼稚園、鶴居幼稚園、三保幼稚園を加える。

3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行

教育委員会 体育・給食課
学校給食係（内線361）

新旧対照表

○中津市学校給食共同調理場管理規則

改正後	改正前										
<p>(業務を行う学校等)</p> <p>第3条 共同調理場が業務を行う<u>市内義務教育諸学校</u>は、次の表のとおりとする。</p> <p>表略</p> <p>2 条例第2条の規定により、共同調理場が業務を行う市内義務教育諸学校以外の学校は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="159 603 1061 1015"> <thead> <tr> <th>共同調理場</th> <th>市内義務教育諸学校以外の学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市学校給食第一共同調理場</td> <td>南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校(高等部)</td> </tr> <tr> <td><u>中津市学校給食三光共同調理場</u></td> <td><u>鶴居幼稚園 大幡幼稚園 三保幼稚園</u></td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校	中津市学校給食第一共同調理場	南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校(高等部)	<u>中津市学校給食三光共同調理場</u>	<u>鶴居幼稚園 大幡幼稚園 三保幼稚園</u>	<p>(業務を行う学校等)</p> <p>第3条 共同調理場が業務を行う<u>学校及び幼稚園</u>は、次の表のとおりとする。</p> <p>表略</p> <p>2 条例第2条の規定により、共同調理場が業務を行う市内義務教育諸学校以外の学校は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1160 603 2063 884"> <thead> <tr> <th>共同調理場</th> <th>市内義務教育諸学校以外の学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中津市学校給食第一共同調理場</td> <td>南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校(高等部)</td> </tr> </tbody> </table>	共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校	中津市学校給食第一共同調理場	南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校(高等部)
共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校										
中津市学校給食第一共同調理場	南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校(高等部)										
<u>中津市学校給食三光共同調理場</u>	<u>鶴居幼稚園 大幡幼稚園 三保幼稚園</u>										
共同調理場	市内義務教育諸学校以外の学校										
中津市学校給食第一共同調理場	南部幼稚園 北部幼稚園 豊田幼稚園 小楠幼稚園 鶴居幼稚園 大幡幼稚園 如水幼稚園 三保幼稚園 和田幼稚園 今津幼稚園 沖代幼稚園 大分県立中津支援学校(高等部)										

中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則

中津市学校給食共同調理場管理規則（昭和46年中教規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学校及び幼稚園」を「市内義務教育諸学校」に改め、同条第2項の表に次のように加える。

中津市学校給食三光 共同調理場	鶴居幼稚園 大幡幼稚園 三保幼稚園
--------------------	-------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

幼稚園の設置に関する条例の一部改正及び中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則、中津市立幼稚園保育料等規則の制定について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

公立幼稚園2年教育の試行に伴い、保育料等の額を定めるもの。(原則、5歳児については現行の保育料、4歳児については認定こども園の利用者負担額と同じ保育料とする。)

2. 内容

- ・ 幼稚園教育に係る保育料については、中津市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に規定する利用者負担額を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額とするもの
- ・ 子ども園事業の利用に応じた預かり保育料については、月額7,200円(日額については900円)を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額とするもの

3. 施行期日等

施行期日等 平成28年4月1日から施行

教育委員会は、条例の施行後1年以内に、改正後の幼稚園の設置に関する条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

教育委員会 学校教育課 学校教育係 (内線492)

新旧対照表

○幼稚園の設置に関する条例

改正後	改正前
<p>(保育料等の徴収等)</p> <p>第4条 市長は、幼稚園教育に係る保育料及び子ども園事業の利用に応じた預かり保育料（以下「保育料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 保育料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該に定める額とする。</p>	<p>(保育料等の徴収等)</p> <p>第4条 市長は、幼稚園教育に係る保育料及び子ども園事業の利用に応じた預かり保育料（以下「保育料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 保育料等の額は、園児1人につき、次に掲げる金額とする。ただし、1</p>
<p>(1) 幼稚園教育に係る保育料 <u>中津市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年中津市条例第2号）に規定する利用者負担額を超えない範囲において、教育委員会が規則で定める額</u></p> <p>(2) 子ども園事業の利用に応じた預かり保育料 月額7,200円（日額については900円）<u>を超えない範囲において、教育委員会が規則で定める額</u></p>	<p><u>戸籍内にある者2人以上が在園するときは、そのうち1人はそれぞれ全額とし、他の園児はそれぞれ半額とする。</u></p> <p>(1) 保育料 1月当たり5,500円</p> <p>(2) 預かり保育料（降園時から午後4時30分まで） 1月当たり5,500円</p> <p>(3) 預かり保育料（降園時から午後6時まで） 7,200円</p>
<p>3 保育料等は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p>	<p>3 保護者等の事情により、一時的に園児の保育が必要となった場合における預かり保育料は、前項の規定にかかわらず、園児1人当たり1回につき400円とする。</p> <p>4 保育料等は、規則で定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園に関し必要な事項は、教育委員会が<u>規則</u>で定める。</p>	<p>5 保育料等は、毎月末日までにその月分を徴収する。ただし、月の中途に入園した者については、入園の日の翌日から起算して7日以内にその月分の保育料等を徴収する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、幼稚園に関し必要な事項は、教育委員会が<u>別に</u>定める。</p>

新旧対照表

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

改正後				改正前				
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)				
執行機関		事務		執行機関		事務		
3 3	中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例(昭和39年中津市条例第28号)による保育料等の徴収又は減額若しくは免除に関する事務であって規則で定めるもの		3 3	中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例(昭和39年中津市条例第28号)による保育料等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第2 (第4条関係)				別表第2 (第4条関係)				
執行機関		事務	特定個人情報	執行機関		事務	特定個人情報	
3 4	中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例による保育料等の徴収又は減額若しくは免除に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	3 4	中津市教育委員会	幼稚園の設置に関する条例による保育料等の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報 であって規則で定めるもの	
別表第3 (第5条関係)				別表第3 (第5条関係)				
照会機関	事務	提供機関	特定個人情報	照会機関	事務	提供機関	特定個人情報	
2	中津市教育委員会	幼稚園の設置に	中津市長	2	中津市教育委員会	幼稚園の設置に	中津市長	地方税関係情報

改正後

委員会	に関する条例によ る保育料等の徴 収又は減額若し くは免除に関す る事務であって 規則で定めるも の		生活保護関係情 報、外国人生活保 護関係情報又は 地方税関係情報 であって規則で 定めるもの
~~~~~			

改正前

委員会	に関する条例によ る保育料等の減 額又は免除 _____に 関す る事務であって 規則で定めるも の		_____ _____ _____ _____ であって規則で 定めるもの
~~~~~			

議第 号

幼稚園の設置に関する条例の一部改正について

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 保育料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 幼稚園教育に係る保育料 中津市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年中津市条例第2号）に規定する利用者負担額を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額

(2) 子ども園事業の利用に応じた預かり保育料 月額7,200円（日額については900円）を超えない範囲内において教育委員会が規則で定める額

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を削る。

第5条中「別に」を「規則で」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（検討）

2 教育委員会は、この条例の施行後1年以内に、この条例による改正後の幼稚園の設置に関する条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ

く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1の33の項中「減額又は免除」を「徴収又は減額若しくは免除」に改める。

別表第2の34の項中「減額又は免除」を「徴収又は減額若しくは免除」に、「地方税関係情報」を「住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報」に改める。

別表第3の2の項中「減額又は免除」を「徴収又は減額若しくは免除」に、「地方税関係情報」を「住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は地方税関係情報」に改める。

説 明

公立幼稚園2年教育の試行のため、本案のように改正いたしたく提出する。

中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

公立幼稚園 2 年教育の試行に伴い、規則の一部改正を行いもの

2. 内容

- ・ 教育委員会が指定する幼稚園（以下「指定幼稚園」という。）にあつては、満 5 歳の入園資格を満 4 歳からとするもの（第 3 条関係）
- ・ 指定幼稚園については、保育期間を 2 年とするもの（第 4 条関係）

3. 施行期日等

施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日から施行

教育委員会 学校教育課 学校教育係（内線 4 9 2）

新旧対照表

○中津市立幼稚園規則

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第33条並びに幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、中津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理、運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条及び第33条並びに幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号。以下「条例」という。）____の規定に基づき、中津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理、運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(入園資格) 第3条 幼稚園に入園することのできる者は、中津市の住民基本台帳に記録されている満5歳（教育委員会が指定する幼稚園（以下「指定幼稚園」という。）にあっては、満4歳）から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、中津市の住民基本台帳に記録されていないことにつき、やむを得ない事由があると教育委員会</p>	<p>(入園資格) 第3条 幼稚園に入園することのできる者は、中津市の住民基本台帳に記録されている満5歳_____から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。ただし、中津市の住民基本台帳に記録されていないことにつき、やむを得ない事由があると中津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める場合は、この限りでない。</p>
<p>(保育期間) 第4条 幼稚園の保育期間は、1年（指定幼稚園にあっては、2年）とする。</p>	<p>(保育期間) 第4条 幼稚園の保育期間は、1年_____とする。</p>
<p>(入園手続) 第5条 幼稚園に入園しようとする者の保護者は、次の各号に掲げる書類を当該幼稚園を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(入園手続) 第5条 幼稚園に入園しようとする者の保護者は、次の各号に掲げる書類を当該幼稚園を経て、教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 入園願 (2) 保護者及びその保証人による誓約書 (3) その他教育委員会が必要と認める書類</p>	<p>(1) 入園願 (2) 保護者及びその保証人による誓約書 _____</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>

中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園規則（平成25年中教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例」という。）の次に「第5条」を加える。

第3条中「満5歳」の次に「(教育委員会が指定する幼稚園（以下「指定幼稚園」という。）にあつては、満4歳)」を加え、「中津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第4条中「1年」の次に「(指定幼稚園にあつては、2年)」を加える。

第5条第1項に次の1号を加える。

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 教育委員会は、この規則の施行後1年以内に、この規則による改正後の中津市立幼稚園規則の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

中津市立幼稚園保育料等規則の概要

1. 提案理由

公立幼稚園2年教育の試行に係る幼稚園の設置に関する条例の一部改正に伴い、保育料等に関する規則を定める必要があるため

2. 内容

- ・ 幼稚園教育に係る保育料及び子ども園事業の利用に応じた預かり保育料（以下「保育料等」という。）の額を定めるもの
- ・ 保育料等の減免手続及び納期限について定めるもの

3. 施行期日等

施行期日 平成28年4月1日から施行

教育委員会 学校教育課 学校教育係（内線492）

中津市立幼稚園保育料等規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園保育料等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幼稚園の設置に関する条例（昭和39年中津市条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2項及び第5条の規定に基づき、幼稚園の保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(保育料等の額)

第3条 条例第4条第2項第1号の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

階層 区分	定 義	保育料（月額）		
		5歳児	4歳児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	円 0	円 0	
第2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税所得割 非課税世帯	0	3,000
第3		市民税所得割課税 額 77,100円以下	5,500	12,000
第4		77,101円以上 211,200円以下	5,500	15,000
第5		211,201円以上	5,500	19,000

備考

- 1 この表において地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）は、保護者及び当該保護者と同一世帯に属する者の所得割の額を合算した額とする。
- 2 この表において「市町村民税所得割非課税世帯」とは、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）である場合における当該保護者又は養育里親等（児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長である保護者の世帯をいう。
- 3 保護者の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
 - (1) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第

141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	保育料(月額)	
	4歳児	
第2		円 0
第3		11,000

4 同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数人いる場合における保育料の額については、最年長の子どもから順に2人目はこの表に定める額(備考3の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額)の半額、3人目以降は零円とする。

5 月の中途において入退園する4歳児の保育料は、日割りにより計算した額とする。

2 条例第4条第2項第2号の規則で定める額は、次の表のとおりとする。

区分		午後4時30分まで		午後6時まで	
		5歳児	4歳児	5歳児	4歳児
預かり保育(月額)		円 5,500	円 3,100	円 7,200	円 5,000
一時預かり(日額)	登園日		400		500
	登園日以外の日		800		900

備考

1 生活保護世帯等及び当該年度分の市町村民税所得割非課税世帯については、この表の規定にかかわらず、預かり保育料は零円とする。

2 同一世帯において2人以上が在園するときは、そのうち1人はそれぞれ全額とし、他の園児はそれぞれ半額とする。

3 前2項の規定により算定した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(保育料等の減免)

第4条 市長は、保護者が経済的困難等の理由により、所得が前年に比して著しく減じ、その保育料等を納入することが困難であると認めたときは、保育料等を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、その他特別に必要があると認めるときは保育料等を減額し、又は免除す

ることができる。

(減免手続)

第5条 前条の規定により保育料の減額又は免除を受けようとする保護者は、「保育料等減免措置に関する調書」に所定事項を記入し関係書類を添付の上、幼稚園長を経由して市長に提出しなければならない。

(減免通知)

第6条 市長は、前条の届出の提出があった場合は、当該申請書の内容を審査し、保育料等の減額又は免除の可否を決定し、幼稚園長に通知し、幼稚園長は速やかにこの旨保護者に通知しなければならない。

(保育料等の変更)

第7条 市長は、第3条の規定により決定した保育料等を変更したときは、速やかに保育料等変更通知書により保護者に通知するものとする。

(納期限)

第8条 保育料等の納期限は、各月分につき当該月の末日とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、保育料等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(中津市立幼稚園保育料等減免規則の廃止)

2 中津市立幼稚園保育料等減免規則（平成元年中教規則第21号）は、廃止する。

(検討)

3 教育委員会は、この規則の施行後1年以内に、この規則の施行の状況において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

中津市立小・中学校通学区域設定規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市立小・中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

区画整理等における町及び字の区域名称の変更に伴い、通学区域の名称の改正を行うもの

2. 内容

北部小校区	「蛸瀬」→「蛸瀬の一部」、「蛭子町三丁目」→「蛭子町三丁目（一部を除く。）」
豊田小校区	「蛭子町（蛭子町三丁目を除く。）」→「蛭子町一丁目、二丁目、三丁目の一部」
如水小校区	「是則全徳」→「全徳」
豊陽中校区	「万田の一部」を加える。

3. 施行期日等

施行期日 公布の日から施行

教育委員会 学校教育課 学校教育係（内線492）

新旧対照表

○中津市立小・中学校通学区域設定規則

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 小学校通学区域		1 小学校通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
略		略	
北部小学校	角木町 下正路町 角木新町 北浦町 浦町 南新地 北新地竜王町 闇無 南堀川町 北堀川町 南稲堀 北稲堀 小堀弓町 水主町 船頭町 矢場町 船場町 留守居町 市場町 北門通り 鷹部屋 米町 姫路町 豊後町 鷹匠町 餌指町 仲間町 桜町 寺町 塩町 船町 新堀町 袋町 山ノ下 蛎瀬の一部 大塚 新大塚 米山 蛭子町三丁目（一部を除く。）	北部小学校	角木町 下正路町 角木新町 北浦町 浦町 南新地 北新地竜王町 闇無 南堀川町 北堀川町 南稲堀 北稲堀 小堀弓町 水主町 船頭町 矢場町 船場町 留守居町 市場町 北門通り 鷹部屋 米町 姫路町 豊後町 鷹匠町 餌指町 仲間町 桜町 寺町 塩町 船町 新堀町 袋町 山ノ下 蛎瀬_____ 大塚 新大塚 米山 蛭子町三丁目_____
豊田小学校	上宮永 下宮永 豊田町 栄町 東本町 中殿町 島田本町 島田仲町 日の出町 宮島町 蛭子町一丁目、二丁目、三丁目の一部 天神町 新天神町 丸山町 蛎瀬の一部 古金谷の一部（県道中津豊前線から南を含む。） 高瀬の一部	豊田小学校	上宮永 下宮永 豊田町 栄町 東本町 中殿町 島田本町 島田仲町 日の出町 宮島町 蛭子町（蛭子町三丁目を除く。）_____ 天神町 新天神町 丸山町 蛎瀬の一部 古金谷の一部（県道中津豊前線から南を含む。） 高瀬の一部
如水小学校	上如水（字安信1053番地3の道路から以南を除く。） _____ 全徳 合馬 下池永（字古附142番地先から字葱手211番地先水路及び鑄矢堂、新田線（市道牛神舞手川線まで）の以西を除く。） 是則（字元林1297の1番地先から字野田1339番地先農道の以東で日豊本線の北側を除く。ただし、字野田1345番地1及	如水小学校	上如水（字安信1053番地3の道路から以南を除く。） 是則全徳 合馬 下池永（字古附142番地先から字葱手211番地先水路及び鑄矢堂、新田線（市道牛神舞手川線まで）の以西を除く。） 是則（字元林1297の1番地先から字野田1339番地先農道の以東で日豊本線の北側を除く。ただし、字野田1345番地1及

改正後

び字白岩1375番地 7 を含む。) 大悟法字外園362番地 1、362番地 2、364番地、365番地及び366番地 1 を含む。)

略

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
豊陽中学校	豊田小学校通学区域及び高瀬の一部 中央町 沖代町一丁目 1 番、6 番及び 7 番 万田の一部

改正前

び字白岩1375番地 7 を含む。) 大悟法字外園362番地 1、362番地 2、364番地、365番地及び366番地 1 を含む。)

2 中学校通学区域

学校名	通学区域
豊陽中学校	豊田小学校通学区域及び高瀬の一部 中央町 沖代町一丁目 1 番、6 番及び 7 番

中津市小・中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市小・中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則

中津市小・中学校通学区域設定規則（平成15年中教規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表の1 北部小学校の項中「蛸瀬」を「蛸瀬の一部」に改め、「蛭子町三丁目」の次に「(一部を除く。)」を加え、同表豊田小学校の項中「蛭子町(蛭子町三丁目を除く。)」を「蛭子町一丁目、二丁目、三丁目の一部」に改め、同表如水小学校の項中「是則全徳」を「全徳」に改め、同表の2 豊陽中学校の項中「7番」を「7番 万田の一部」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中津市立小・中学校修学旅行実施基準の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市立小・中学校修学旅行実施基準の一部を改正する訓令の概要

1. 提案理由

中学校の修学旅行の日数を学校の事情等に応じ、幅をもたせるもの

2. 内容

中学校の修学旅行の日数を「3泊4日」から「3泊4日以内」とし、事情がある場合の「4泊5日」行程を廃止するもの

3. 施行期日等

施行期日 平成28年4月1日から施行

教育委員会 学校教育課 学校教育係（内線492）

新旧対照表

○中津市立小・中学校修学旅行実施基準

改正後	改正前
<p>1 略</p> <p>2 日数</p> <p>(1) 小学校 1泊2日とする。</p> <p>(2) 中学校 <u>3泊4日以内とする。</u></p> <p>_____</p> <p>3～6 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 日数</p> <p>(1) 小学校 1泊2日とする。</p> <p>(2) 中学校 <u>3泊4日</u>とする。<u>ただし、事情によっては、4泊5日</u> <u>を認める。</u></p> <p>3～6 略</p>

中教訓令第 号

中津市立小・中学校修学旅行実施基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中津市立小・中学校修学旅行実施基準の一部を改正する訓令

中津市立小中学校実施基準（昭和49年中教達第1号）の一部を次のように改正する。

第2項第2号中「3泊4日」を「3泊4日以内」に改め、同号ただし書を削る。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

中津市立幼稚園職員の給与に関する条例及び中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例の一部改正、中津市立幼稚園職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

中津市立幼稚園職員の給与に関する条例及び中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1. 提案理由

- 大分県人事委員会の勧告に鑑み、職員の給与を改定するもの
- 地方公務員法の改正に伴い、級別標準職務表を条例に定めるもの

2. 改正内容

- ①幼稚園職員（一般職の任期付職員を含む。）の給料月額の上上げ（人事委員会勧告に準じた給料表の改正）
- ②級別標準職務表を条例に定める

3. 施行期日

- 2. ①は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する
- 2. ②は平成28年4月1日から適用する

総務課人事係 内線 223（松本）

新旧対照表

○中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（第1条関係）

改正後				改正前			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
幼稚園教育職給料表				幼稚園教育職給料表			
職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	職員の区分	職務の級 号給	1級	2級
		給料月額	給料月額			給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円			円	円
	1	<u>153,600</u>	<u>169,500</u>	1	<u>150,900</u>	<u>166,700</u>	
	2	<u>155,100</u>	<u>171,600</u>	2	<u>152,400</u>	<u>168,800</u>	
	3	<u>156,600</u>	<u>173,700</u>	3	<u>153,900</u>	<u>170,900</u>	
	4	<u>158,100</u>	<u>175,900</u>	4	<u>155,400</u>	<u>173,100</u>	
	5	<u>159,800</u>	<u>177,900</u>	5	<u>157,100</u>	<u>175,100</u>	
	6	<u>161,700</u>	<u>180,100</u>	6	<u>159,000</u>	<u>177,300</u>	
	7	<u>163,500</u>	<u>182,300</u>	7	<u>160,800</u>	<u>179,500</u>	
	8	<u>165,300</u>	<u>184,500</u>	8	<u>162,600</u>	<u>181,700</u>	
	9	<u>167,100</u>	<u>186,800</u>	9	<u>164,400</u>	<u>184,000</u>	
	10	<u>169,200</u>	<u>189,600</u>	10	<u>166,500</u>	<u>186,800</u>	
	11	<u>171,200</u>	<u>192,300</u>	11	<u>168,500</u>	<u>189,500</u>	
	12	<u>173,200</u>	<u>195,000</u>	12	<u>170,500</u>	<u>192,200</u>	
	13	<u>175,200</u>	<u>197,900</u>	13	<u>172,500</u>	<u>195,100</u>	
	14	<u>177,400</u>	<u>199,600</u>	14	<u>174,700</u>	<u>196,800</u>	
	15	<u>179,600</u>	<u>201,200</u>	15	<u>176,900</u>	<u>198,400</u>	
	16	<u>181,800</u>	<u>202,900</u>	16	<u>179,100</u>	<u>200,100</u>	
	17	<u>184,100</u>	<u>204,700</u>	17	<u>181,400</u>	<u>201,900</u>	
	18	<u>186,700</u>	<u>206,400</u>	18	<u>184,000</u>	<u>203,600</u>	
	19	<u>189,200</u>	<u>208,100</u>	19	<u>186,500</u>	<u>205,300</u>	
20	<u>191,700</u>	<u>209,700</u>	20	<u>189,000</u>	<u>206,900</u>		

改正後				改正前			
	21	<u>194,200</u>	<u>211,500</u>		21	<u>191,500</u>	<u>208,700</u>
	22	<u>195,900</u>	<u>213,400</u>		22	<u>193,200</u>	<u>210,600</u>
	23	<u>197,600</u>	<u>215,300</u>		23	<u>194,900</u>	<u>212,500</u>
	24	<u>199,300</u>	<u>217,200</u>		24	<u>196,600</u>	<u>214,400</u>
	25	<u>200,800</u>	<u>218,900</u>		25	<u>198,100</u>	<u>216,100</u>
	26	<u>202,400</u>	<u>220,900</u>		26	<u>199,700</u>	<u>218,100</u>
	27	<u>204,000</u>	<u>222,900</u>		27	<u>201,300</u>	<u>220,100</u>
	28	<u>205,500</u>	<u>224,900</u>		28	<u>202,800</u>	<u>222,100</u>
	29	<u>207,200</u>	<u>226,800</u>		29	<u>204,500</u>	<u>224,000</u>
	30	<u>208,900</u>	<u>229,500</u>		30	<u>206,200</u>	<u>226,700</u>
	31	<u>210,600</u>	<u>232,200</u>		31	<u>207,900</u>	<u>229,400</u>
	32	<u>212,300</u>	<u>234,900</u>		32	<u>209,600</u>	<u>232,100</u>
	33	<u>213,800</u>	<u>237,500</u>		33	<u>211,100</u>	<u>234,700</u>
	34	<u>215,500</u>	<u>240,300</u>		34	<u>212,800</u>	<u>237,500</u>
	35	<u>217,200</u>	<u>242,900</u>		35	<u>214,500</u>	<u>240,100</u>
	36	<u>218,900</u>	<u>245,600</u>		36	<u>216,200</u>	<u>242,800</u>
	37	<u>220,400</u>	<u>248,100</u>		37	<u>217,700</u>	<u>245,400</u>
	38	<u>222,100</u>	<u>250,600</u>		38	<u>219,400</u>	<u>247,900</u>
	39	<u>223,800</u>	<u>253,100</u>		39	<u>221,100</u>	<u>250,400</u>
	40	<u>225,500</u>	<u>255,500</u>		40	<u>222,800</u>	<u>252,900</u>
	41	<u>227,100</u>	<u>258,200</u>		41	<u>224,400</u>	<u>255,600</u>
	42	<u>228,800</u>	<u>260,600</u>		42	<u>226,100</u>	<u>258,000</u>
	43	<u>230,400</u>	<u>262,800</u>		43	<u>227,700</u>	<u>260,300</u>
	44	<u>232,000</u>	<u>265,000</u>		44	<u>229,300</u>	<u>262,600</u>
	45	<u>233,700</u>	<u>267,200</u>		45	<u>231,000</u>	<u>264,900</u>
	46	<u>235,200</u>	<u>269,400</u>		46	<u>232,500</u>	<u>267,200</u>
	47	<u>236,600</u>	<u>271,600</u>		47	<u>234,000</u>	<u>269,400</u>

改正後				改正前				
		48	<u>238,000</u>	<u>273,700</u>		48	<u>235,400</u>	<u>271,600</u>
		49	<u>239,400</u>	<u>276,000</u>		49	<u>237,000</u>	<u>274,000</u>
		50	<u>240,800</u>	<u>278,000</u>		50	<u>238,400</u>	<u>276,000</u>
		51	<u>242,300</u>	<u>280,000</u>		51	<u>240,000</u>	<u>278,100</u>
		52	<u>243,500</u>	<u>282,000</u>		52	<u>241,200</u>	<u>280,200</u>
		53	<u>244,700</u>	<u>283,900</u>		53	<u>242,500</u>	<u>282,200</u>
		54	<u>246,100</u>	<u>286,400</u>		54	<u>244,000</u>	<u>284,800</u>
		55	<u>247,400</u>	<u>288,700</u>		55	<u>245,300</u>	<u>287,200</u>
		56	<u>248,600</u>	<u>291,200</u>		56	<u>246,600</u>	<u>289,700</u>
		57	<u>249,900</u>	<u>293,400</u>		57	<u>248,000</u>	<u>291,900</u>
		58	<u>251,100</u>	<u>295,900</u>		58	<u>249,200</u>	<u>294,500</u>
		59	<u>252,200</u>	<u>298,300</u>		59	<u>250,400</u>	<u>297,000</u>
		60	<u>253,400</u>	<u>301,000</u>		60	<u>251,700</u>	<u>299,700</u>
		61	<u>254,800</u>	<u>303,400</u>		61	<u>253,100</u>	<u>302,100</u>
		62	<u>256,100</u>	<u>305,800</u>		62	<u>254,500</u>	<u>304,500</u>
		63	<u>257,300</u>	<u>308,300</u>		63	<u>255,800</u>	<u>307,000</u>
		64	<u>258,300</u>	<u>310,700</u>		64	<u>256,800</u>	<u>309,400</u>
		65	<u>259,300</u>	<u>313,100</u>		65	<u>257,800</u>	<u>311,800</u>
		66	<u>260,700</u>	<u>315,300</u>		66	<u>259,300</u>	<u>314,000</u>
		67	<u>262,200</u>	<u>317,400</u>		67	<u>260,900</u>	<u>316,100</u>
		68	<u>263,700</u>	<u>319,600</u>		68	<u>262,400</u>	<u>318,300</u>
		69	<u>265,300</u>	<u>321,900</u>		69	<u>264,000</u>	<u>320,600</u>
		70	<u>266,800</u>	<u>324,000</u>		70	<u>265,500</u>	<u>322,700</u>
		71	<u>268,300</u>	<u>326,200</u>		71	<u>267,000</u>	<u>324,900</u>
		72	<u>269,800</u>	<u>328,200</u>		72	<u>268,500</u>	<u>326,900</u>
		73	<u>271,000</u>	<u>330,400</u>		73	<u>269,700</u>	<u>329,100</u>
		74	<u>272,200</u>	<u>332,500</u>		74	<u>270,900</u>	<u>331,200</u>

改正後				改正前			
	75	<u>273,500</u>	<u>334,700</u>		75	<u>272,200</u>	<u>333,400</u>
	76	<u>274,800</u>	<u>336,900</u>		76	<u>273,500</u>	<u>335,600</u>
	77	<u>276,200</u>	<u>338,700</u>		77	<u>274,900</u>	<u>337,400</u>
	78	<u>277,300</u>	<u>340,600</u>		78	<u>276,000</u>	<u>339,300</u>
	79	<u>278,500</u>	<u>342,500</u>		79	<u>277,200</u>	<u>341,200</u>
	80	<u>279,700</u>	<u>344,300</u>		80	<u>278,400</u>	<u>343,000</u>
	81	<u>281,000</u>	<u>346,100</u>		81	<u>279,700</u>	<u>344,800</u>
	82	<u>281,900</u>	<u>347,900</u>		82	<u>280,700</u>	<u>346,600</u>
	83	<u>283,100</u>	<u>349,600</u>		83	<u>281,900</u>	<u>348,300</u>
	84	<u>284,300</u>	<u>351,400</u>		84	<u>283,100</u>	<u>350,100</u>
	85	<u>285,300</u>	<u>352,800</u>		85	<u>284,100</u>	<u>351,500</u>
	86	<u>286,200</u>	<u>354,400</u>		86	<u>285,000</u>	<u>353,100</u>
	87	<u>287,200</u>	<u>355,900</u>		87	<u>286,000</u>	<u>354,800</u>
	88	<u>288,200</u>	<u>357,400</u>		88	<u>287,000</u>	<u>356,300</u>
	89	<u>289,300</u>	<u>358,800</u>		89	<u>288,100</u>	<u>357,700</u>
	90	<u>290,200</u>	<u>360,100</u>		90	<u>289,000</u>	<u>359,000</u>
	91	<u>291,100</u>	<u>361,500</u>		91	<u>289,900</u>	<u>360,400</u>
	92	<u>292,000</u>	<u>362,900</u>		92	<u>290,800</u>	<u>361,800</u>
	93	<u>292,500</u>	<u>364,400</u>		93	<u>291,300</u>	<u>363,300</u>
	94	<u>293,200</u>	<u>365,700</u>		94	<u>292,000</u>	<u>364,600</u>
	95	<u>293,900</u>	<u>367,000</u>		95	<u>292,800</u>	<u>365,900</u>
	96	<u>294,700</u>	<u>368,200</u>		96	<u>293,600</u>	<u>367,100</u>
	97	<u>295,500</u>	<u>369,200</u>		97	<u>294,400</u>	<u>368,100</u>
	98	<u>296,300</u>	<u>370,200</u>		98	<u>295,200</u>	<u>369,100</u>
	99	<u>297,100</u>	<u>371,200</u>		99	<u>296,000</u>	<u>370,100</u>
	100	<u>297,800</u>	<u>372,200</u>		100	<u>296,700</u>	<u>371,100</u>
	101	<u>298,700</u>	<u>373,100</u>		101	<u>297,600</u>	<u>372,000</u>

改正後				改正前			
	102	<u>299,200</u>	<u>374,100</u>		102	<u>298,100</u>	<u>373,000</u>
	103	<u>299,700</u>	<u>375,100</u>		103	<u>298,600</u>	<u>374,000</u>
	104	<u>300,200</u>	<u>376,100</u>		104	<u>299,100</u>	<u>375,000</u>
	105	<u>300,400</u>	<u>376,900</u>		105	<u>299,300</u>	<u>375,800</u>
	106	<u>300,800</u>	<u>377,800</u>		106	<u>299,700</u>	<u>376,700</u>
	107	<u>301,100</u>	<u>378,700</u>		107	<u>300,000</u>	<u>377,600</u>
	108	<u>301,300</u>	<u>379,700</u>		108	<u>300,200</u>	<u>378,600</u>
	109	<u>301,500</u>	<u>380,500</u>		109	<u>300,400</u>	<u>379,400</u>
	110	<u>301,700</u>	<u>381,500</u>		110	<u>300,600</u>	<u>380,400</u>
	111	<u>302,000</u>	<u>382,500</u>		111	<u>300,900</u>	<u>381,400</u>
	112	<u>302,300</u>	<u>383,500</u>		112	<u>301,200</u>	<u>382,400</u>
	113	<u>302,500</u>	<u>384,100</u>		113	<u>301,400</u>	<u>383,000</u>
	114	<u>302,700</u>	<u>385,000</u>		114	<u>301,600</u>	<u>383,900</u>
	115	<u>302,900</u>	<u>385,900</u>		115	<u>301,800</u>	<u>384,800</u>
	116	<u>303,200</u>	<u>386,800</u>		116	<u>302,100</u>	<u>385,700</u>
	117	<u>303,500</u>	<u>387,600</u>		117	<u>302,400</u>	<u>386,500</u>
	118	<u>303,800</u>	<u>388,300</u>		118	<u>302,700</u>	<u>387,200</u>
	119	<u>304,100</u>	<u>389,100</u>		119	<u>303,000</u>	<u>388,000</u>
	120	<u>304,400</u>	<u>389,900</u>		120	<u>303,300</u>	<u>388,800</u>
	121	<u>304,500</u>	<u>390,500</u>		121	<u>303,400</u>	<u>389,400</u>
	122	<u>304,700</u>	<u>391,300</u>		122	<u>303,600</u>	<u>390,200</u>
	123	<u>305,000</u>	<u>392,000</u>		123	<u>303,900</u>	<u>390,900</u>
	124	<u>305,300</u>	<u>392,700</u>		124	<u>304,200</u>	<u>391,600</u>
	125	<u>305,500</u>	<u>393,300</u>		125	<u>304,400</u>	<u>392,200</u>
	126		<u>394,000</u>		126		<u>392,900</u>
	127		<u>394,500</u>		127		<u>393,400</u>
	128		<u>395,100</u>		128		<u>394,000</u>

改正後					改正前				
		129		<u>395,800</u>			129		<u>394,700</u>
		130		<u>396,400</u>			130		<u>395,300</u>
		131		<u>396,900</u>			131		<u>395,800</u>
		132		<u>397,400</u>			132		<u>396,300</u>
		133		<u>397,700</u>			133		<u>396,600</u>
		134		<u>398,000</u>			134		<u>396,900</u>
		135		<u>398,300</u>			135		<u>397,200</u>
		136		<u>398,600</u>			136		<u>397,500</u>
		137		<u>398,900</u>			137		<u>397,800</u>
		138		<u>399,200</u>			138		<u>398,100</u>
		139		<u>399,500</u>			139		<u>398,400</u>
		140		<u>399,800</u>			140		<u>398,700</u>
		141		<u>400,100</u>			141		<u>399,000</u>
		142		<u>400,400</u>			142		<u>399,300</u>
		143		<u>400,700</u>			143		<u>399,600</u>
		144		<u>401,000</u>			144		<u>399,900</u>
		145		<u>401,200</u>			145		<u>400,100</u>
		146		<u>401,500</u>			146		<u>400,400</u>
		147		<u>401,800</u>			147		<u>400,700</u>
		148		<u>402,000</u>			148		<u>400,900</u>
		149		<u>402,200</u>			149		<u>401,100</u>
		150		<u>402,500</u>			150		<u>401,400</u>
		151		<u>402,800</u>			151		<u>401,700</u>
		152		<u>403,000</u>			152		<u>401,900</u>
		153		<u>403,200</u>			153		<u>402,100</u>
		154		<u>403,500</u>			154		<u>402,400</u>
		155		<u>403,800</u>			155		<u>402,700</u>

改正後				改正前			
	156		<u>404,000</u>		156		<u>402,900</u>
	157		<u>404,200</u>		157		<u>403,100</u>
	158		<u>404,500</u>		158		<u>403,400</u>
	159		<u>404,800</u>		159		<u>403,700</u>
	160		<u>405,000</u>		160		<u>403,900</u>
	161		<u>405,200</u>		161		<u>404,100</u>
再任用職員		<u>224,000</u>	<u>269,900</u>	再任用職員		<u>222,900</u>	<u>268,800</u>

新旧対照表

○中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正後	改正前								
<p>(職務の級)</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表に定める職務に分類するものとし、その分類となるべき標準的な内容は、<u>別表第2の級別標準職務表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="170 587 1066 762" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">級別標準職務表</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1級</td> <td>幼稚園教諭の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2級</td> <td>困難な業務を処理する幼稚園教諭の職務</td> </tr> </tbody> </table>	級別標準職務表		職務の級	標準的な職務の内容	1級	幼稚園教諭の職務	2級	困難な業務を処理する幼稚園教諭の職務	<p>(職務の級)</p> <p>第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づいて給料表に定める職務に分類するものとし、その分類となるべき標準的な内容は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第1 略</p>
級別標準職務表									
職務の級	標準的な職務の内容								
1級	幼稚園教諭の職務								
2級	困難な業務を処理する幼稚園教諭の職務								

新旧対照表

○中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例) 第2条 任期付幼稚園職員の給料月額は、<u>163,200円</u>とする。</p>	<p>(給与に関する特例) 第2条 任期付幼稚園職員の給料月額は、<u>160,700円</u>とする。</p>

議第 号

中津市立幼稚園職員の給与に関する条例及び中津市一般職の任期付職員のうち
幼稚園職員の給与等に関する条例の一部改正について

中津市立幼稚園職員の給与に関する条例及び中津市一般職の任期付職員のうち幼
稚園職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 月 日提出

中津市長 奥 塚 正 典

記

中津市立幼稚園職員の給与に関する条例及び中津市一般職の任期付職員のうち
幼稚園職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(中津市立幼稚園職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 中津市立幼稚園職員の給与に関する条例(昭和32年中津市条例第27号)
の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円
	1	153,600	169,500
	2	155,100	171,600
	3	156,600	173,700
	4	158,100	175,900
	5	159,800	177,900
	6	161,700	180,100
7	163,500	182,300	

8	165,300	184,500
9	167,100	186,800
10	169,200	189,600
11	171,200	192,300
12	173,200	195,000
13	175,200	197,900
14	177,400	199,600
15	179,600	201,200
16	181,800	202,900
17	184,100	204,700
18	186,700	206,400
19	189,200	208,100
20	191,700	209,700
21	194,200	211,500
22	195,900	213,400
23	197,600	215,300
24	199,300	217,200
25	200,800	218,900
26	202,400	220,900
27	204,000	222,900
28	205,500	224,900
29	207,200	226,800
30	208,900	229,500
31	210,600	232,200
32	212,300	234,900
33	213,800	237,500
34	215,500	240,300
35	217,200	242,900
36	218,900	245,600
37	220,400	248,100

38	222,100	250,600
39	223,800	253,100
40	225,500	255,500
41	227,100	258,200
42	228,800	260,600
43	230,400	262,800
44	232,000	265,000
45	233,700	267,200
46	235,200	269,400
47	236,600	271,600
48	238,000	273,700
49	239,400	276,000
50	240,800	278,000
51	242,300	280,000
52	243,500	282,000
53	244,700	283,900
54	246,100	286,400
55	247,400	288,700
56	248,600	291,200
57	249,900	293,400
58	251,100	295,900
59	252,200	298,300
60	253,400	301,000
61	254,800	303,400
62	256,100	305,800
63	257,300	308,300
64	258,300	310,700
65	259,300	313,100
66	260,700	315,300
67	262,200	317,400

68	263,700	319,600
69	265,300	321,900
70	266,800	324,000
71	268,300	326,200
72	269,800	328,200
73	271,000	330,400
74	272,200	332,500
75	273,500	334,700
76	274,800	336,900
77	276,200	338,700
78	277,300	340,600
79	278,500	342,500
80	279,700	344,300
81	281,000	346,100
82	281,900	347,900
83	283,100	349,600
84	284,300	351,400
85	285,300	352,800
86	286,200	354,400
87	287,200	355,900
88	288,200	357,400
89	289,300	358,800
90	290,200	360,100
91	291,100	361,500
92	292,000	362,900
93	292,500	364,400
94	293,200	365,700
95	293,900	367,000
96	294,700	368,200
97	295,500	369,200

98	296,300	370,200
99	297,100	371,200
100	297,800	372,200
101	298,700	373,100
102	299,200	374,100
103	299,700	375,100
104	300,200	376,100
105	300,400	376,900
106	300,800	377,800
107	301,100	378,700
108	301,300	379,700
109	301,500	380,500
110	301,700	381,500
111	302,000	382,500
112	302,300	383,500
113	302,500	384,100
114	302,700	385,000
115	302,900	385,900
116	303,200	386,800
117	303,500	387,600
118	303,800	388,300
119	304,100	389,100
120	304,400	389,900
121	304,500	390,500
122	304,700	391,300
123	305,000	392,000
124	305,300	392,700
125	305,500	393,300
126		394,000
127		394,500

128	395,100
129	395,800
130	396,400
131	396,900
132	397,400
133	397,700
134	398,000
135	398,300
136	398,600
137	398,900
138	399,200
139	399,500
140	399,800
141	400,100
142	400,400
143	400,700
144	401,000
145	401,200
146	401,500
147	401,800
148	402,000
149	402,200
150	402,500
151	402,800
152	403,000
153	403,200
154	403,500
155	403,800
156	404,000
157	404,200

	158		404,500
	159		404,800
	160		405,000
	161		405,200
再任用職員		224,000	269,900

第2条 中津市立幼稚園職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「規則で定める」を「別表第2の級別標準職務表に定めるとおりとする」に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第2 級別標準職務表（第5条関係）

職務の級	標準的な職務の内容
1級	幼稚園教諭の職務
2級	困難な業務を処理する幼稚園教諭の職務

（中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例の一部改正）

第3条 中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例（平成23年中津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「160,700円」を「163,200円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の中津市立幼稚園職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調

整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の中津市立幼稚園職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の中津市一般職の任期付職員のうち幼稚園職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

説 明

大分県人事委員会の勧告に鑑み、及び地方公務員法の一部改正に伴い、本案のように改正いたしたく提出する。

中津市立幼稚園職員の給与に関する 規則の一部を改正する規則の概要

1. 趣旨

地方公務員法の改正に伴い、級別標準職務表を条例に定めることにより、該当部分を削除するもの

2. 改正内容

級別標準職務に関する事項を削除する

3. 施行期日

平成28年4月1日から適用する

新旧対照表

○中津市立幼稚園職員の給与に関する規則

改正後	改正前																
<p>第1条 略</p> <p>(級別資格基準表)</p> <p>第2条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第1に定める級別資格基準表に定めるとおりとする。</p> <p>(初任給基準表)</p> <p>第3条 職員の初任給基準表は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>(期末・勤勉手当の加算に係る職員の区分及びその割合)</p> <p>第4条 条例第15条及び第16条において準用する中津市職員の給与に関する条例(昭和32年中津市条例第23号)第18条第5項及び第19条第4項に基づく職務の級が2級の規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 847 1066 1034"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幼稚園教育職 給料表</td> <td>職務の級が2級36号給から64号給までの職員</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>職務の級が2級65号給以上の職員</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(臨時職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第5条 臨時職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、この規定にかかわらず、職員の給与との権衡を考慮して任命権者が別に定める。</p> <p>(この規則に定める以外の事項)</p> <p>第6条 職員の初任給、昇給並びに給与の額及びその支給方法は、この規則に定めるもののほか、一般行政職員の例による。</p>	給料表	職員	割合	幼稚園教育職 給料表	職務の級が2級36号給から64号給までの職員	100分の5	職務の級が2級65号給以上の職員	100分の10	<p>第1条 略</p> <p><u>(級別標準職務)</u></p> <p>第2条 職員の職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務分類表に定めるとおりとする。</p> <p>(級別資格基準表)</p> <p>第3条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、別表第2に定める級別資格基準表に定めるとおりとする。</p> <p>(初任給基準表)</p> <p>第4条 職員の初任給基準表は、別表第3に掲げるとおりとする。</p> <p>(期末・勤勉手当の加算に係る職員の区分及びその割合)</p> <p>第5条 条例第15条及び第16条において準用する中津市職員の給与に関する条例(昭和32年中津市条例第23号)第18条第5項及び第19条第4項に基づく職務の級が2級の規則で定めるものは、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 847 2069 1034"> <thead> <tr> <th>給料表</th> <th>職員</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幼稚園教育職 給料表</td> <td>職務の級が2級36号給から64号給までの職員</td> <td>100分の5</td> </tr> <tr> <td>職務の級が2級65号給以上の職員</td> <td>100分の10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(臨時職員及び非常勤職員の給与)</p> <p>第6条 臨時職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)の給与については、この規定にかかわらず、職員の給与との権衡を考慮して任命権者が別に定める。</p> <p>(この規則に定める以外の事項)</p> <p>第7条 職員の初任給、昇給並びに給与の額及びその支給方法は、この規則に定めるもののほか、一般行政職員の例による。</p> <p><u>別表第1(第2条関係)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>級別標準職務表</u></p>	給料表	職員	割合	幼稚園教育職 給料表	職務の級が2級36号給から64号給までの職員	100分の5	職務の級が2級65号給以上の職員	100分の10
給料表	職員	割合															
幼稚園教育職 給料表	職務の級が2級36号給から64号給までの職員	100分の5															
	職務の級が2級65号給以上の職員	100分の10															
給料表	職員	割合															
幼稚園教育職 給料表	職務の級が2級36号給から64号給までの職員	100分の5															
	職務の級が2級65号給以上の職員	100分の10															

改正後

改正前

別表第1 (第2条関係)

級別資格基準表

学歴免許等	職務の級	
	1級	2級
大学卒		0
短大卒		0

別表第2 (第3条関係)

初任給基準表

区分	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

職務の級	代表的な職務の内容
1級	幼稚園教諭の職務
2級	幼稚園教諭の職務

別表第2 (第3条関係)

級別資格基準表

学歴免許等	職務の級	
	1級	2級
大学卒		0
短大卒		0

別表第3 (第4条関係)

初任給基準表

区分	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級1号給

中津市立幼稚園職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

中津市長 奥 塚 正 典

中津市規則第 号

中津市立幼稚園職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園職員の給与に関する規則（平成元年中教規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を削除し、第3条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1を削除し、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

組 織 機 構 の 改 編 に つ い て

上 記 に つ い て 、 別 紙 の と お り 提 案 い た し ま す 。

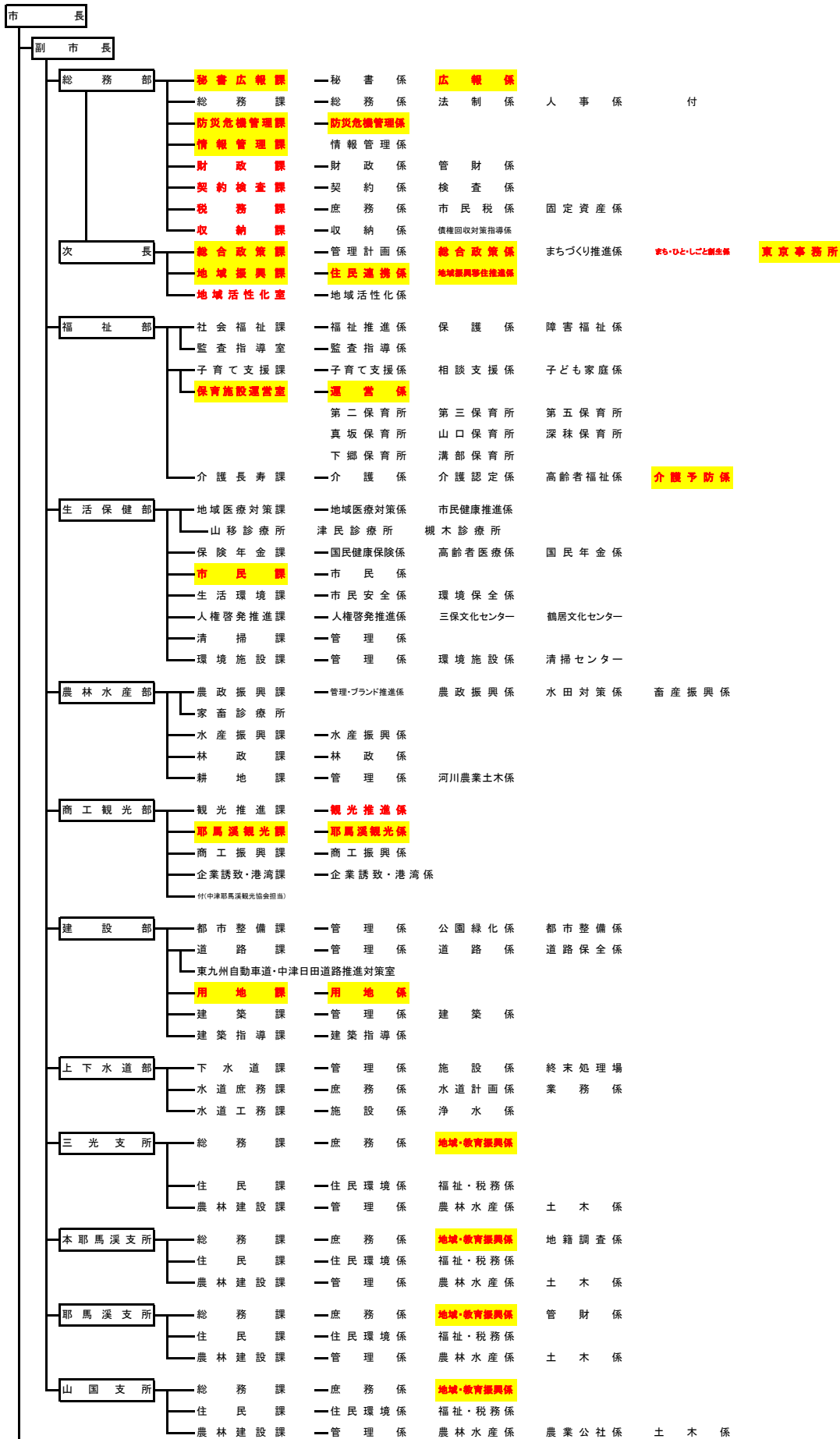
平成28年2月19日提出

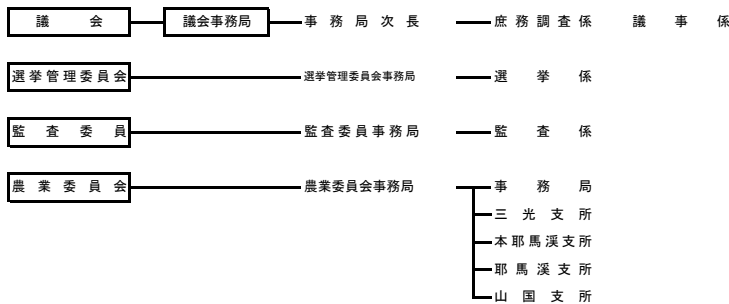
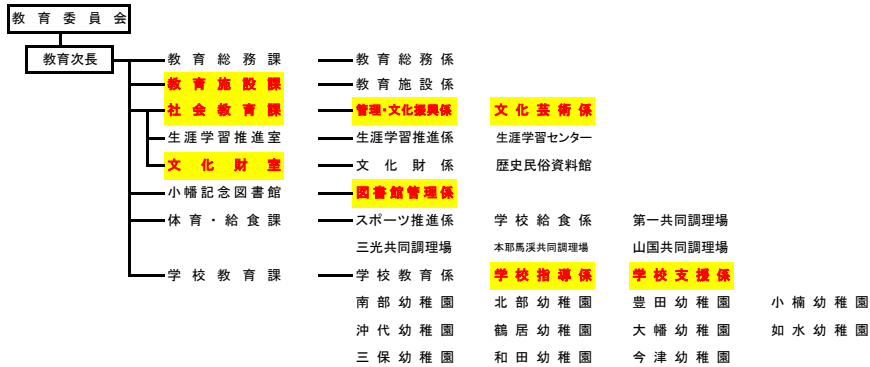
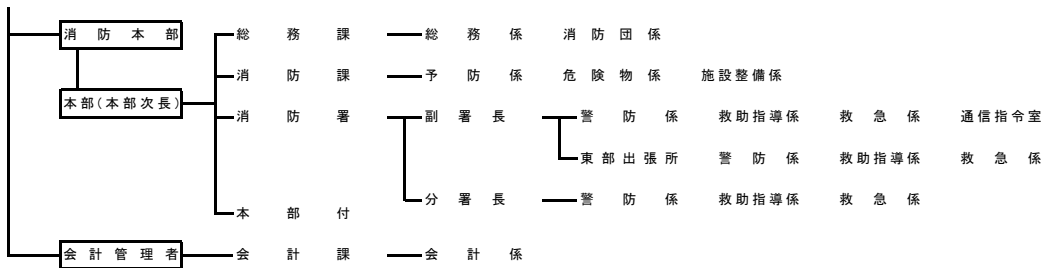
中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

平成28年度中津市行政組織図(案)

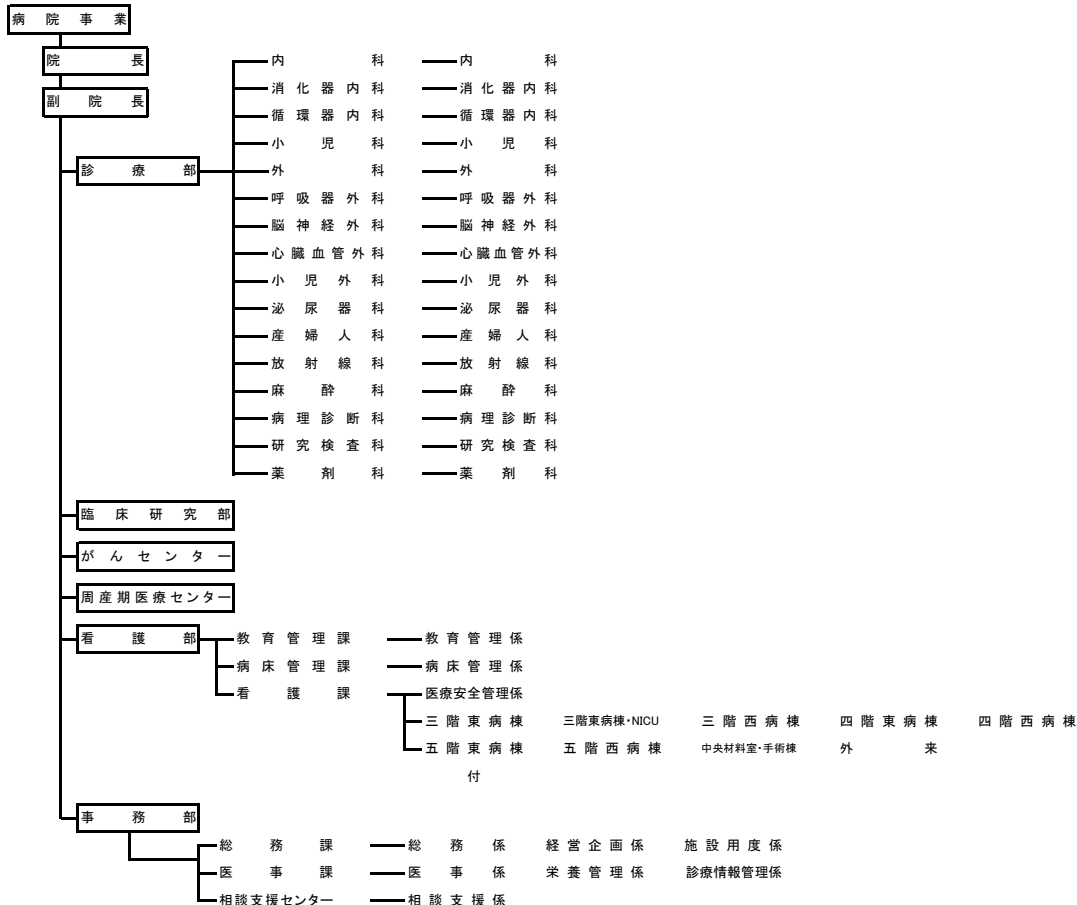
平成28年4月1日





《派遣》

- 大分県後期高齢者医療広域連合
- 一般財団法人コアやまくに
- 大分県
- 大分県(ソーリズムおおいた)



報 告

国道500号道路改良工事に伴う本耶馬溪中学校用地の処分について

上 記 に つ い て 、 別 紙 の と お り 報 告 い た し ま す 。

平成28年2月19日提出

中津市教育委員会

教育委員長 水谷 良之

教育財産の処分について

事業名 国道 500 号道路改良工事（歩道拡幅）

事業地 中津市本耶馬溪町跡田 地内

事業主体 大分県

事業目的

中津日田高規格道路 本耶馬溪インターチェンジが、本耶馬溪中学校付近に設置される予定である。

そのため、インターチェンジ及び中学校に接道している国道 500 号の交通量が、今後、増加することが予想され、国道 500 号の道路管理者である大分県が、中学校前の歩道拡幅を計画し、その用地として、本耶馬溪中学校用地の一部を売却して欲しい旨の申し出がありました。

中津市教育委員会としても、生徒の安全対策の観点から異議はないので、歩道敷として拡幅予定の当該用地を一旦、普通財産として、市長部局へ所管替えを行い、その後、大分県へ売却を行いましたのでご報告いたします。

処分不動産の表示

町名	番地	地目	地積(m ²)	単価(円/m ²)	金額
本耶馬溪町跡田	212 番 1	宅地	41.94	10,600	444,564

平成	年度	工事
用地平面図		S=1:500
国道500号		
中津市本耶馬溪町跡田		
所長	製図	
課長	写図	
主管課		
大分県		
全葉の内第号		

交差点計画平面図 S=1:500



体育館

工事影響範囲

212-1

114
IN-D

220-1

60.12

61.20

212-2

220-4

IN-C

113

6

M2

EC

NO. 28

19

M109-2

E

NO. 25

KA3-2

BC-4

NO. 26

SP-4

NO. 27

中学校前

バス待合所

岩

岩

NO. 24

E3-2

38

車庫

井上

駐車場

森

59.71

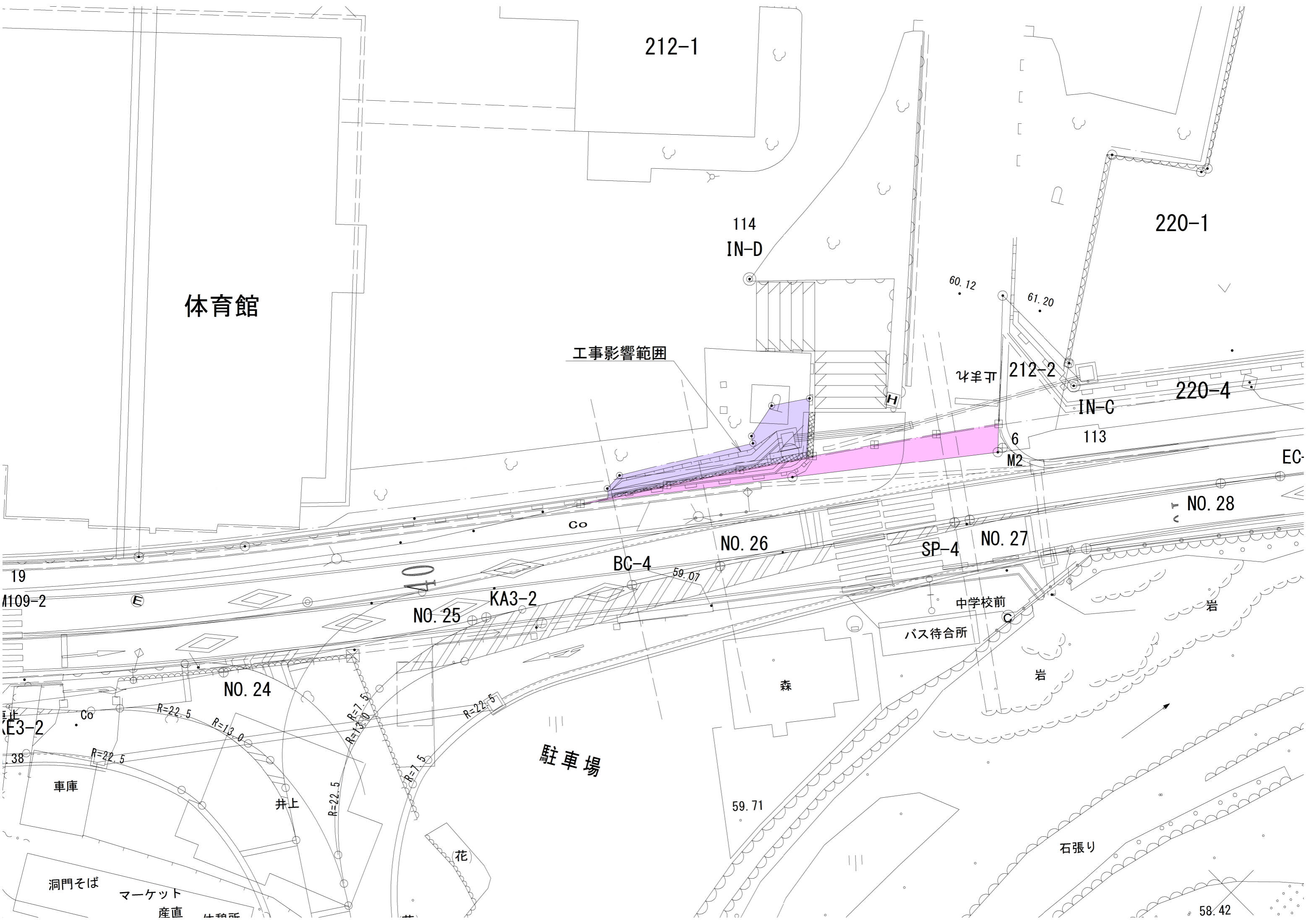
石張り

花

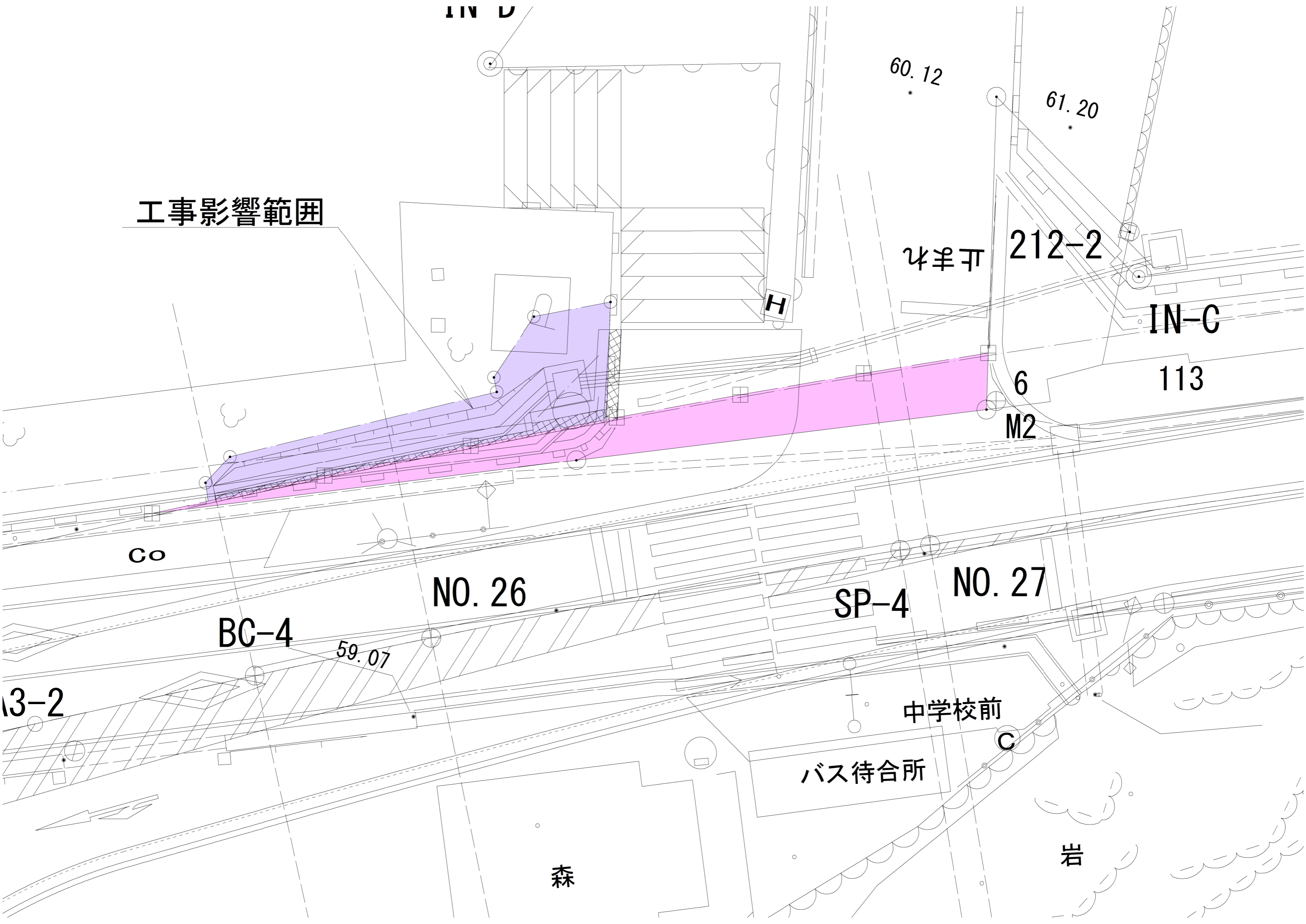
洞門そば

マーケット
産直

58.42



工事影響範囲



IN D

60.12

61.20

212-2

ウキ

IN-C

113

6
M2

Co

NO. 26

SP-4

NO. 27

BC-4

59.07

3-2

中学校前

バス待合所

C

森

岩

3月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場 所	主催・担当課等	出席依頼者
1日（火）	：				
2日（水）	：	議案質疑（～3/3）			教育長他
3日（木）	：				
4日（金）	：	中学校卒業式	各中学校	学校教育課	教育委員長他
5日（土）	9：00	耶馬溪フットサル交流大会	耶馬溪海洋センター	耶馬溪教育センター	
6日（日）	：				
7日（月）	：				
8日（火）	：	文教経済常任委員会			教育長他
9日（水）	：				
10日（木）	：				
11日（金）	：				
12日（土）	：				
13日（日）	：				
14日（月）	：				
15日（火）	：	定例市議会 一般質問（～17日）			教育長他
16日（水）	：				
17日（木）	：				
18日（金）	：				
19日（土）	：				
20日（日）	：				
21日（月）	：				
22日（火）	：				
23日（水）	：	小学校卒業式	各小学校	学校教育課	教育委員長他
		幼稚園卒園式	各幼稚園	学校教育課	
24日（木）	10：00	耶馬溪高年大学卒業式	耶馬溪公民館	耶馬溪教育センター	
		修了式	各小・中学校	学校教育課	
25日（金）	：	定例市議会 閉会			教育長他
26日（土）	：				
27日（日）	：				
28日（月）	：				
29日（火）	：				
30日（水）	16：30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育委員長他
31日（木）	：				

2月 教育委員会報告

日・曜	時間	催し物	場所	備考
1日(月)	:	災害対策(寒波)		教育委員会施設は大きな問題なし
3日(水)	9:20	福澤諭吉先生116回忌法要 (~9:50)	明蓮寺	
	10:00	福澤諭吉先生116回忌法要 記念講演会(~12:00)	リル・ドリーム	慶應井奥教授『福澤諭吉が 尊敬した人物—濱口梧陵』 <small>イオク ハマケチゴリョウ</small>
6日(土)	:	第7回諭吉カルタ大会		熱戦で盛り上がる
6日(土)	:	福澤記念近郊小中学校書写展表彰式 福澤諭吉と大隈重信展1月30日~3月21日		2357点応募、福澤諭吉と大隈重信展が3月21日まで福澤記念館で行っていることを周知
6日(土)	10:00	県内一周駅伝中津市選手団結団式	4F 研修室	成績に期待
7日(日)	12:30	万年願・北原人形芝居	原田神社	三保小学校人形クラブが実演
8日(月)	:	校長会議		学力向上、結果が必要、挨拶運動の徹底、H28年度当初予算の状況、中学校懇談会継続、耶馬溪高校との連携、幼児教育の2年制試行検討中
9日(火)	14:00	耶馬溪地区校区子育て講座	耶馬溪公民館	
10日(水)	13:30	平成27年度第1回中津市文化財調査委員会	研修室	
11日(木)	8:30	耶馬溪軽スポーツ大会	耶馬溪海洋センター	
12日(金)	:			
13日(土)	:			
14日(日)	:			
15日(月)	:	全員協議会		組織機構、大型事業の方針、幼児教育の2年制試行
19日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
	15:00	中津市PTA連合会との懇談会	教育委員会室	
20日(土)	9:00 17:00	木村記念美術館企画展 「卒寿記念 田中長光展-創作の軌跡-」 (~3月21日)	木村記念美術館	
21日(日)	:			
22日(月)	:	第58回県内一周駅伝競走大会 (~26日)	県内一周	
23日(火)	:			
24日(水)	:			
25日(木)	:			
26日(金)	19:00	県内一周駅伝中津市選手団解団式	教育福祉センター	
27日(土)	:			
28日(日)	:			